



【論考】 1

アフリカ人留学生の受け入れ促進について
-日本の大学進学を選択した学生の意見を基に-

The Promotion on the Acceptance for Students from Africa: Based on the Perspectives of International Students Who Selected Japanese Universities as Study abroad Destinations

筑波大学人間系教育研究科 助教 川口 純

KAWAGUCHI Jun

(Assistant Professor, University of Tsukuba)

筑波大学人間系 研究員 佐久間 茜

SAKUMA Akane

(Research Fellow, University of Tsukuba)

【論考】 15

留学生急増国における日本へのプッシュ要因とプル要因についての検討

-ベトナム、ミャンマー、インドネシア、スリランカを中心に-

Push and Pull Factors of Studying in Japan: A Case Study of Four Countries where the Number of Inbound International Students Rapidly Increases (Vietnam, Myanmar, Indonesia, Sri Lanka).

首都大学東京 国際センター 岡村 郁子、黄 美蘭、竹田 恒太

OKAMURA Ikuko, KO Biran, TAKEDA Kota

(International Center, Tokyo Metropolitan University)

【論考】 29

日本における国内情報センター (NIC) の設立

-学位・資格の承認に関わる今後の展望-

Establishment of National Information Center (NIC) in Japan:

Future Prospects for Recognition of Qualifications

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部 准教授 野田 文香

NODA Ayaka

(Associate Professor, Research Department, National Institution

for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education)

【事例紹介】 42

医療通訳システム構築をめざす活動

-多言語センターFACILの事例から-

Activities Aimed at Building a Medical Interpretation System:

From the case of Multilingual Center FACIL

NPO法人多言語センターFACIL/名古屋外国語大学 吉富 志津代

YOSHITOMI Shizuyo, Ph.D.

(Specified Nonprofit Corporation Multilanguage Center FACIL/

Nagoya University of Foreign Studies)

【新刊紹介】 48

『持続可能な大学の留学生政策—アジア各地と連携した日本語教育に向けて—』

大阪産業大学国際学部准教授 春口 淳一

HARUGUCHI Junichi

(Associate Professor, Faculty of International Studies, Osaka Sangyo University)

【新刊紹介】 49

『日本の国際教育協力：歴史と展望』

-国際教育協力と留学生招へい-

上智大学 グローバル化推進担当副学長 杉村 美紀

独立行政法人国際協力機構 (JICA) 理事 萱島 信子

SUGIMURA Miki (Vice President for Global Academic Affairs, Sophia University)

KAYASHIMA Nobuko (Senior Vice President, Japan International Cooperation Agency)

【論考】

アフリカ人留学生の受け入れ促進について

－日本の大学進学を選択した学生の意見を基に－

The Promotion on the Acceptance for Students from Africa:
Based on the Perspectives of International Students Who Selected
Japanese Universities as Study abroad Destinations

筑波大学人間系教育研究科 助教 川口 純

KAWAGUCHI Jun

(Assistant Professor, University of Tsukuba)

筑波大学人間系 研究員 佐久間 茜

SAKUMA Akane

(Research Fellow, University of Tsukuba)

キーワード：アフリカ人留学生、SNS の活用、留学と就職

1. はじめに

国際社会において、アフリカ諸国の重要性は急激に上昇しており、経済成長だけでなく、国際政治においてもその存在感は高まりつつある。一方で、アフリカ諸国では、高等教育の需要に、量的・質的供給が追い付いていない。結果として、学生は海外留学を志向する傾向にある（ICEF 2015）。2017年現在、世界全体の留学生総数は、530万人であったが、その内、アフリカの留学生は1割を占める程になっている（UIS 2019）。欧米や中国は、そのニーズをいち早く汲み取り、戦略的に多くのアフリカ人留学生を受け入れている。特に、近年、中国ではアフリカの留学生獲得を重要政策の1つに位置付け、多数の留学生を受け入れている。ユネスコ統計研究所（UIS 2016）に依ると、米国と英国は、年間に約3万人以上のアフリカ人学生を受け入れている。最多の人数を受け入れているフランスでは、毎年、約10万人がアフリカから留学している（UIS 2016）。

中国では国を挙げてアフリカからの留学生を急増させており、中国政府教育部によれば2003年に2,000人弱だったアフリカからの留学生が、2015年には約5万人へと25倍にも増加しており、日本と大きな差をつけている（中国教育部2004、中国教育部2016）。中国の場合は“投資”として、留学生

を獲得している側面が否めないが、現状でアフリカの留学生を支援することは公的収益率の面からも高いと言えるだろう。また、中国だけでなく、マレーシアや中東諸国も、近年、急速にアフリカからの留学生数を伸ばしている。

一方、日本では、近年、相次いでアフリカからの留学生政策が施行されているものの、2018年5月1日現在、高等教育機関に在籍するアフリカ人留学生数はわずか2,380人である（日本学生支援機構2019）。中国やマレーシアの様な新興の留学生受け入れ国が、国家レベルでアフリカとの高等教育交流を活発化させている中で、日本は大きく後れをとっている。

本稿では、まず日本におけるアフリカ人留学生受け入れ状況を概観する。その後、実際に日本に滞在中のアフリカ人留学生を対象にした調査結果から、アフリカ人留学生受け入れの課題と方向性について、考察していく。

2. 日本のアフリカ人留学生受け入れ政策

(1) 留学生政策全体における位置づけ

初めに、日本の留学生政策におけるアフリカ人学生の受け入れの位置付けについてこれまでの経緯を確認しておく。アフリカ人留学生の受け入れが本格的に議論され始めたのは、2008年の「留学生30万人計画」においてであった（文科省2008）。それ以前の「留学生10万人計画」では、知的国際貢献という意義の下、主にアジア諸国から高度人材を受け入れることが目的であり（栖原2010）、アフリカ人学生の受け入れが念頭に置かれていたわけではない。

2008年の30万人計画においてアフリカやラテンアメリカ等からの留学生受け入れ促進が明記されたものの、実際に2008年から数年間は、アフリカからの受け入れ留学生数に変動はなかった。2013年になり、ようやくアフリカが重点地域として指定され、留学生獲得に向け具体的な戦略が追加された（文科省2013）。2014年には「留学コーディネーター配置事業」も始まり、北海道大学がザンビアのルサカに現地拠点を設置した。しかし、一拠点でサブサハラ全域を担うため、留学フェアを開催できる国や開催回数には制限があり、現状、留学フェアは年に数回の実施に留まっている（文科省2017）。

(2) アフリカ開発会議（TICAD）によるアフリカ人学生獲得の促進

2008年に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）では、アフリカ人学生の受け入れ促進が明示された。政府支給の奨学金として、アフリカ人学生への割当を拡充し、5年間で500人のアフリカ人学生の受け入れが目標とされた（外務省2008）。2013年には、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）が開催され、アフリカからの国費留学生受け入れ増加についても行動計画に組み込まれた（外務省2013）。TICAD Vでは、2019年現在でも継続的に実施されている「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ、修士課程およびインターンシッププログラム Master's Degree and Internship

Program of African Business Education Initiative for Youth」(通称: ABE イニシアティブ)の構想が打ち出された。ABE イニシアティブは、5年間で1000人の若いアフリカ人を対象とした奨学金給付型の修士課程プログラムである。この課程内には、日本国内の企業でインターンシップ実習を実施することが組み込まれている。ABE イニシアティブを通じたアフリカ人留学生の受け入れは、2018年時点で、累計1218人となり、既に公約は達成されたと言える(国際協力機構 2018a)。

2016年に開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では、ABE イニシアティブの向こう3年間の継続が宣言された。2019年に開催された第7回アフリカ開発会議(TICAD VII)では「ABE イニシアティブ 3.0」の実施が決定している。ABE イニシアティブ 3.0は、6年間で3000人のアフリカ人を対象にしており、既存のABE イニシアティブの量的拡大策として位置付けられる。ABE イニシアティブは、日本企業のアフリカ進出をより一層、推進するために、日本とアフリカ諸国との「水先案内人」としてのアフリカ人材の育成を目的の1つとしている(国際協力機構 2018a)。そのため、官民一体となった対アフリカビジネス戦略としても位置付くものである。インターン先企業と提携して新事業を推進する帰国生も確認され、アフリカでのネットワーク構築の観点からも、ABE イニシアティブへの期待は高い(外務省他 2018; 国際協力機構 2018a)。

3. 日本に留学するアフリカ人学生

2018年5月1日現在、留学生総数は298,980人に上り、留学生30万人計画の数値目標達成が目前である(日本学生支援機構 2019)。アフリカ人学生についても年々増加し、2018年は2,380人のアフリカ人留学生が国内の大学に在籍している(日本学生支援機構 2019)。

しかし、上記約30万人の出身地域の構成比では、9割以上の留学生がアジア地域出身であり、アフリカからの留学生は1%にも満たない。残念ながら、当該傾向は10年以上あまり変化がない(表1)。アフリカ人学生の受け入れ促進は、政府主導で他の地域以上に推進されてきたものの、留学生全体の受け入れ状況を見ると、アフリカ人学生は全体の増加傾向にただ比例して若干、伸びているのみと言える。

表1 留学生の出身地域別構成比 (%)

	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年	2018年
アジア	92.2	92.4	92.3	92.7	93.0	93.4
欧州	3.1	3.1	3.2	3.5	3.3	3.4
北米	1.9	1.9	1.8	1.4	1.3	1.1
アフリカ	0.9	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8
中南米	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5
中東	0.7	0.7	0.8	0.8	0.6	0.5
大洋州	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
その他(無国籍)	-	-	-	0.3	0.0	0.0

出典：日本学生支援機構外国人留学生在籍調査（平成20年度～30年度）より筆者ら作成

註：2011、2012年は中東に関しては、中近東として、大洋州はオセアニアとして集計されているが、本表においては「中東」、「大洋州」として記載している。

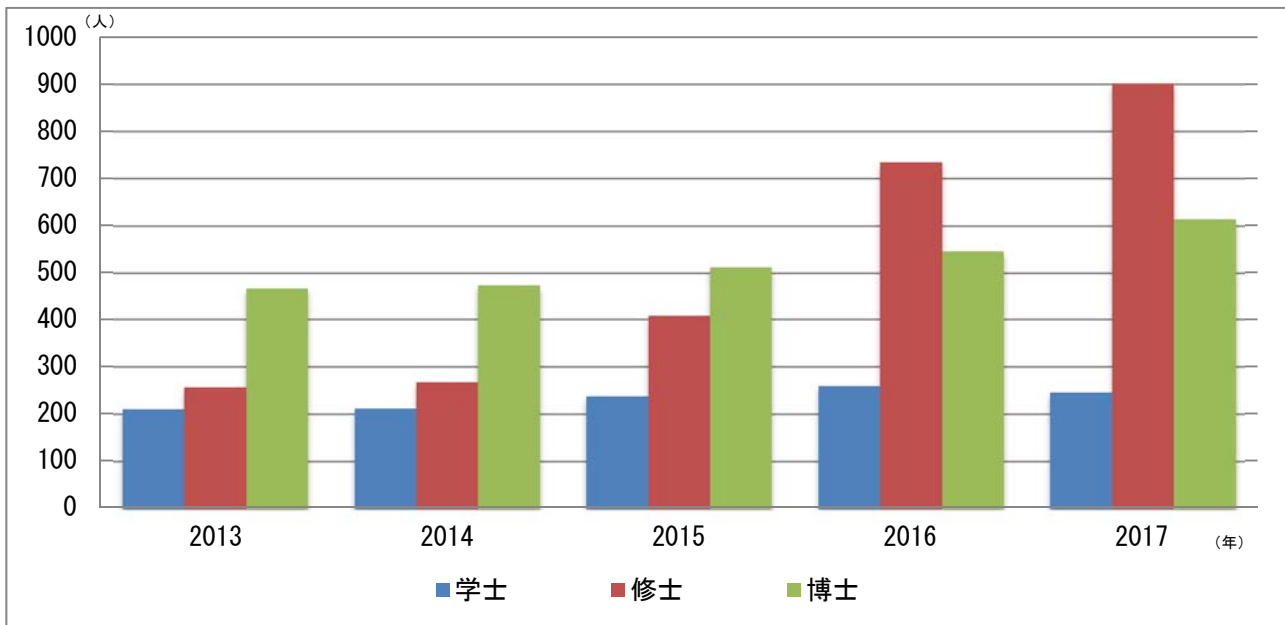


図1 日本のアフリカ人学生の在学段階別人数推移

出典：日本学生支援機構提供資料より筆者ら作成

またアフリカ人学生の在学する教育段階別人数を見ると、大学院レベルでの留学が多いことが特徴的である(図1)。2017年のデータでみると、留学生全体では、大学院レベル：43,478人に対して、学士レベルは72,229人となっているため(日本学生支援機構2017)、違いが顕著である。専門性の高い大学院レベルでの留学は、研究室の国際化や、頭脳還流への貢献が期待できる。しかしながら、学士レベルでの留学生数はあまり変動がなく(図1)、他の受け入れ国と比較しても、学士レベルでの進学者は少ない。例えば、アメリカの2018年のデータを見ると、アフリカ人留学生は、学士レベルで21,627人、大学院レベルが11,892人である(Institute of International Education 2018)。日本とは反対の実績値を示している。

4. アフリカ人留学生に関する先行研究の概観

次に、学術面について関連研究を概観していく。留学生関連の研究においては、アジアを対象にしたものは充実した蓄積がされている。一方でアフリカ人学生は政策として推進され、受け入れ数も増えている一方で、全体比としては研究蓄積がまだ少ない。ムスリム留学生や開発途上国の留学生を対象とした研究の中で、僅かに言及されるのみであった。(中野他 2015; 森田 2016)。アフリカ人留学生招致に向けた課題について言及している文献は、アフリカからの留学生招致戦略事業の報告や事業分析が僅かに存在する(秋庭 2016; 中村他 2015)。留学への意思決定要因や、意思決定へ影響を与える要因は、学生の出身国により異なるとされる(The UK HE International Unit 2015)。アフリカからの留学生を今後、ますます伸ばしていくためにも、アフリカ人学生が如何なる思考、決断を経て日本の大学への進学を決定していくのか、その「決定過程」を実証研究の蓄積を通じて理解していく必要があるだろう。

マズローらは、留学国の選定について、「自国での留学先の認知度」、「家族や友人・知人からの推薦」、「金銭的な問題」、「天候等の環境」、「地理的な近さ」、「社会的繋がり」の6つの要因が影響すると述べている(Mazzarol & Soutar 2002)。しかしながら、地理的にも遠く、歴史・文化・言語的な繋がりも希薄なアフリカの留学生にとって、日本を選択する過程にこれらの要素が如何なる影響を与えているのか。マリンジュらは、英国に留学する学生の意思決定を充実したデータを基に詳細に分析している(Maringe & Carter 2007)。マリンジュらが示した留学への意思決定モデルでは、国レベルでのプル要因として、「国際的な認知度」や「大学に対する信頼性」が大きな影響を与えることが示され、機関レベルでは、「留学後の就職率」や「進学率」といったキャリア形成が多大な影響を与えていることが示された(Maringe & Carter 2007)。この様な留学決定モデルは、国や文脈に依り、修正が求められる。例えば、日本では留学生が日本企業へ就職する際、言語の問題で大きな障壁が存在している(守屋 2012; 鍋島 2015 等)。そのため、他国と同様のモデル構築を実施するのは適切ではないだろう。

5. 調査結果：留学先の決定過程

本節では、2018年に実施した筆者らの調査結果を基に、アフリカ人学生の「留学先の選定過程」について考察していく。本調査では、日本に滞在中のアフリカ人留学生へのインタビュー(対象：20人弱)と、質問票調査(対象：100人、有効回答：90人)を2018年8月から2019年5月にかけて実施した。インタビューは大学院レベルでの留学生を対象とし、留学決定に至る過程について半構造化インタビューを行った。質問票調査では、スノーボール方式にて回答を収集しており、8割の回答者が大学院生である。質問票は、留学前・留学中・留学後に関して、選択式と記述式の質問項目を組み合わせで作成した。内容は、留学を決定した背景や情報収集に関する質問を中心にし、日本の大学での教育経験への満足度、留学後のキャリアに関する質問等、多岐に渡る質問項目を設けている。以

下、調査結果と若干の考察を示す。

(1) 留学先としての日本

まず、日本への留学について、調査対象者の8割以上が「望んで日本へ留学した」と回答した。一方で、質問票からは、約半数の回答者が日本のみではなく、他国への入学申請を実際に行っていたことも明らかとなった。申請した国で多いのは、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、ドイツであり、言語・歴史的な理由から、アフリカ人学生の進学が従来多い国々である。加えて、南アフリカ、シンガポール、マレーシア、中国という回答も得られた。

次に「日本の大学を選んだ主な理由」として、選択肢の中から複数回答可の方式で回答を依頼した結果、学術的な先進性、治安の良さ、教育環境の良さ、の3点が主たる理由として挙げられた。特に技術立国としてのイメージが好影響を与えていることが確認された。また、インタビュー調査において、「日本人」への評価の高さや親近感の高さが日本選択の要因として挙げられていた。日本を留学先として選んだ学生の中には、既に母国において日本人と何らかの関わりを有する者が多数、見受けられた。また日系企業での就労経験を通じ、日本人の勤勉な態度や、時間や約束を遵守する社会性の高さに好印象を受けたという意見も聞かれた。公私に渡る日本人との関わりの中で、人として尊敬の念を抱き、友人関係を構築したポジティブな記憶、思い出を有したことが日本留学決定に繋がっている事例が多く確認された。日系企業の現地駐在員や青年海外協力隊等、公的な日本人だけでなく、旅人やNGOのボランティアなど、多くの日本人がアフリカ人に好意的な影響を及ぼしていることが明らかになった。

さらに、3割以上の学生が、肉親や知人の日本留学経験が自身の日本留学の契機となったと回答した。「兄が既に日本の大学へ留学をしているため、日本以外への進学は考えていなかった」(回答者 G. A 氏) という話も聞かれ、質問票の自由記述回答からも、知人から伝聞した評判が留学先選定に好影響を与えていた。

(2) 国内大学の選定

次に、留学前に入手しておきかかった情報について確認したい。実生活に関する回答としては、「生活にかかる費用」について多く見られたが、大学に関する回答においては、「指導教授の学術的な評判や論文執筆数」や「自分の研究室の学術レベル」等といった研究関連の内容が特に多く確認された。このような重要な情報が得られないまま日本への留学を決定したということは、穿った見方をすると、イメージのみが先行し、学術的には十分な情報を得られていないまま留学しているとも言える。例えば、回答者の1人である F. T 氏は、日本を留学先とした背景について、次のように答えている。

「留学先を探す時、世界大学ランキングのトップ 100 だけではなく、トップ 1000 まで見た。トップ

100にはあまり日本の大学は多く入っていないが、1000校見れば、かなり多くの大学が入っていた。日本は全体的な学術レベルが高いのだろうと思って日本の大学に留学することに決めた。」

世界的に関心が寄せられる世界大学ランキングについては、アフリカからの留学生も例外ではなく、留学先選定の要素として捉えていることが分かる。教員研修留学生のH.P氏は、「PISAのランキングで日本は5番目に位置していた。だから日本の数学教育が優れていると感じて日本を選んだ。」と述べた。これらの指標は、検討する国、または機関の国際的な学術レベルや認知度を知り、学生が「教育の質」の高さを判断する材料として活用されていた。またノーベル賞受賞者を輩出しているか、どうかにも興味を有する留学生もおり、進学先の国際的な認知度への関心は、アフリカ人留学生にとっての選定要素となっている。しかし、これらの情報は、“日本の大学”という漠然とした情報であり、決して個別の大学、研究室のレベルを如実に示す情報ではない。

(3) 留学情報の収集手段

留学先の選択においては、受け入れ側の情報発信も大きく影響を与えるとされ(Maringe & Carter 2007)、アフリカにおいても日本留学前の課題として、留学情報の不足とインターネットによる情報発信の重要性が指摘されている(秋庭 2016)。本調査においても、最も活用した情報手段媒体については、「インターネット」という回答が39件存在した(大学のウェブサイト、ホームページ等の回答を含む)。一方で国費留学生の受け入れ窓口である「大使館」を主要な情報収集先とした回答は4件のみであった。

さらに主要な情報手段媒体として、単にインターネットとする回答だけでなく、具体的にFacebook、YouTubeという回答も多数、確認された。この結果からは、留学に関する情報収集の場としての「ソーシャルメディア」の活用が重用されていることが明らかになった。留学関連の情報収集を実施する際、現代のアフリカ人学生がソーシャルメディアを主要な媒体とする理由としては、次の3点に集約できる。

まず1点目は「経験者との交流」が容易である点である。ソーシャルメディアでは、自分が検討する国・機関の学生や奨学金プログラムの受給者と繋がることができる。そのため彼らとのやり取りを通じて、実態に即した情報収集を可能とする。2点目にソーシャルメディア上において「留学情報の拡散」が行われていることから、手軽に多くの情報にアクセスすることができる点である。留学情報に関するページがいくつも創設されており、シェア機能を用いて、関心のある者同士が瞬時に情報共有をすることができる。筆者らも調査対象者の紹介で、ソーシャルメディアを閲覧したが、閲覧者の多いページでは、留学に関する情報が絶え間なくアップロードされている。3点目は、画像や動画をはじめとした「視覚情報での情報共有」により、文字媒体では伝わらないイメージを把握することができる点である。

回答者 A.L 氏、P.K 氏らへのフォーカスグループインタビューでは、動画による広報について率直な意見が出ている。A.L 氏は、「日本は大学に関しての動画が少ない気がする。もっと動画があれば日本、そして日本の大学のことを知る機会になると思う」と述べた。P.K 氏は、「大学の雰囲気を知るために、まずは手軽な動画を多く見てみることから始める」と言う。現代のアフリカの若者は、大学に限らず、未知の物事のことを知りたい時には、動画として実際の様子を見ることを選ぶとのことである。留学に係る動画の閲覧は情報としては補完的であるだろうが、数年間、自身の生活を送る場所を“自分の目で”手始めに確認する重要な情報収集手段として確立されているようである。

5-4. 留学を通じたキャリア形成への意識

現在の課程修了後のキャリアについても選択式の質問を実施した。多数の回答者が「未定」を選択する一方で、13 名が「帰国前に短期間の就労を希望する」という項目を選択し、さらに 7 名が日本への「永住」を希望すると回答した。日本に留学することで、日本での就職を考えるようになったという意見も確認された。ABE イニシアティブの学生へのインタビューにおいて以下のような意見が聞かれた。

「ABE イニシアティブのプログラムは全額支給型の奨学金に加え、インターンシップがプログラムに組み込まれていて、それも 2 回も機会を得ることが出来る。自分を高められる貴重な機会だと思った。」

(回答者 A.L 氏)

奨学金の充実は当然ながら高く評価されるが、インターンシップの機会を重要視する姿勢は多くの調査対象者から確認された。そもそも日本へ留学する動機付けとして、大学教育よりも、企業文化への関心を強く持つ学生も少なくない。インターンシップの機会がどの程度得られるのかは大きな留学決定要因となっているだろう。

学位と就職の関係については、一概には判断出来ない。日本での学位取得が自国での就職に有利と考える学生もいれば、日本での学位取得のみでは不十分と考える学生も見受けられ、意見が分かれた。特に北アフリカ地域出身の学生は自国の失業率に言及する者が多く、課程修了後すぐに自国へ帰ることはないと答える回答者が目立った。C.K 氏は「内容を選ばなければ、仕事はある。ただキャリアに見合った収入が得られる仕事につけるとは限らない。」と述べた。留学生の出身地域ごとにキャリアへの意識は異なるようである。しかし、彼らの日本企業や日系企業でのキャリア形成への意向が確認される一方で、留学生向けの就職情報の少なさが学生からは指摘された。また、日本において就職を希望するものの、「日本語が話せないため、日本で職に就くのは難しいと分かった」と、諦観を表す学生も少なくない。就職先として、日系企業も検討している Y.D 氏は、留学生向けの「大学でのキャリアサポートについては聞いたことがない。行くことはないと思う。」と話す。アフリカ人学生の多くは、キャリア形成への支援体制について不十分と感じており、就労に関する必要な支援は、学生の元へ行き

届いていない現状が明らかになった。

6. アフリカ人留学生の受け入れ促進について

6-1. 留学先選定プロセスの変化

アフリカ人学生が日本において留学先を選定するプロセスとして、残念ながら「専門分野の教員がどれだけ論文を出版しているか」、「どれだけ価値のある論文を発行しているか」等、指導教員の情報を中心とした学術的な理由で選択することはほぼ無いようである。一方で、留学先選定プロセスとして、国際的な指標やソーシャルメディアの活用が確認された。現在、広報媒体としてのソーシャルメディアの活用や大学ランキング向上に向けた取り組みは、政府や各大学が重要性を認識し(米澤2015)、少しずつではあるが対応を講じている。しかし、筆者らが欧米の主要大学と日本の主要大学のホームページをアフリカ人の視点で閲覧したところ、雲泥の差があった。特に日本の国立大学法人においては、質、中身とも改善の余地が大きい。

特に、英語での情報量が乏しい大学が多く、アフリカの学生にとって英語のみで自分の研究テーマに合致した大学、専攻、研究室、指導教員を探すことは大変な苦勞を伴う現状がある。そのため、国際的指標やソーシャルメディアの活用が、留学先選定の中心的な手段となっているが、大学発信の詳細な情報提供がより一層、求められる。留学先の選定において、ソーシャルメディアに過度に依拠し、奨学金の有無を過大に判断基準とすることは、結果として、修了時の学術的満足度を低下させるだろう。実際に今回の調査結果からは、表層的な情報収集に基づく留学先選定の結果、ミスマッチや実学の情報不足といった問題が散見された。

例えば、質問紙調査において「指導教授の学術的な評判や論文執筆数」、「自分の研究室の学術レベル」に関する情報を事前に知りたかったという回答が多く確認された。表面的な情報に基づく日本留学像と、来日後の留学生活の実態との乖離を実感する学生は少なからず存在するようである。研究室や指導教員とのミスマッチを誘発させ、日本の留学が失敗に終わり、「こんな筈では無かった。」という学生を減らすためにも、大学や研究室の担当教員には、より一層の情報発信の改善が期待される。

ただ、各大学や研究室のホームページを閲覧していると語弊を恐れず言えば、日本語が分からない学生には来てほしくない、という隠れたメッセージを読み取れる大学も存在した。つまり、単に情報発信の英語化の問題なのか、日本の大学、教員側の姿勢の問題なのかは、慎重な検討が必要だろう。

アフリカからの留学生の一部は、漠然としたイメージや、奨学金の有無だけで日本を選択し、留学先も曖昧模糊な情報を選定基準に据えている。全ての留学生ではないが、一部の留学生にとっては、日本への留学は、欧米への留学の困難さによる単なる代替策として選定されている側面もある。そして、日本側は定員充足や国際化を念頭に置いた人材確保であれば、低いレベルでの需要と供給が一致している側面もあるのではないだろうか。

6-2. 留学生の課程修了後に向けた支援の必要性

次に、課程修了後に向けた支援についてである。バルークらの研究によれば、英米に留学するアフリカ人学生は母国への回帰傾向が強い（Baruch, et. al. 2007）。日本に来るアフリカ人学生も基本的には、修了後は母国に帰ることを念頭に置いているだろう。その一方で、日本や第三国での就職や就労経験を希望するアフリカ人学生が少なからず存在している。今回の調査結果でも、マリンジュら（2007）が示した、機関・課程レベルでのプル要因である「修了後の就職率」、「労働市場の情報」が、日本留学のプル要因として、含まれていた。これは、中村ら（2015）が考察した、アフリカ人学生の日本留学後の期待の1つとしての日系企業への就職期待が潜在的に高いことを示すものであった。

しかしながら、マリンジュらが示す「修了後の就職率」「労働市場の情報」は、機関・課程レベルのプル要因ではなく、現状は日本留学全体としてのプル要因に留まっている。日本の大学のキャリア支援が、日本人学生、または日本語を話せる留学生を対象としているため、結果的にアフリカ人学生に支援が行き届かないようである。日本の大学は日本人学生の修了後の進路については、学生募集の観点からも特に重要視し、学内での支援体制を充実させている。他方、「留学生の進路支援」については、優先事項とはみなされず、結果として積極的な支援には結びついていない。アフリカの留学生を増加させるという観点からはもちろんの事、誠実な大学運営、学生への公平な対応という観点からも、現状の喫緊の改善が求められる。ただ単に大学の国際化推進、入り口の充実のために、アフリカ人学生を利用すべきではない。少なくとも、現状の日本の大学の就職支援からは、アフリカ人の学生がそのまま日本に就職して欲しいという姿勢が見え難い印象を受ける。

6-3. アフリカ人留学生と日本社会

本項では、視点を変えて、日本社会の中におけるアフリカ人留学生について考察していく。アフリカ人留学生に対しては、日本とアフリカの相互の発展を見据え、公的資金から一定の支出がなされている。政治・外交的な側面からだけではなく、産業界からも「人的ネットワーク構築」、「産業人材育成」、「高度人材獲得」が掲げられ、留学推進がなされている。彼らは受け入れ段階において、「架け橋人材」であることを求められ、修了後の両国での活躍が強く期待されている。アフリカ人留学生が有する日本企業、日系企業でのキャリアに対する前向きな意識傾向は、日本側のアフリカ人留学生獲得の戦略理念とも合致している。

しかしながら、アフリカ人学生の日本企業または日系企業での就労意識の高まりに反して、日本国内での留学生の就職状況は低迷している。日本では留学生全体の就職希望者が約6割存在する一方で、就職率は3割である（文科省 2018）。さらに就職者の9割以上は、アジア地域出身者である（入国管理局 2017）。このような矛盾する結果は、どこに原因があるのだろうか。単に出口支援が遅れているだ

けではなく、日本社会全体として、アフリカ人留学生を受け入れる土壌が整っていないことも一因であろう。

アフリカ人留学生のライフストーリーを調査した山田（2019）は、経験豊かな留学生が「学問を修める機会を与えてくれた日本社会に対して、何か貢献できることはないか」という考えを抱いていると述べている。このように留学生が架け橋人材となり得るような、日本への好意的な意識傾向を醸成しているにも関わらず、課程修了後に関するサポート体制の未整備によって、彼らは無為に帰国していく。日本の大学へ進学しても、大学側は留学生のキャリアパスへあまり関心を示しておらず、社会の体制も整っていないため、日本での就労を希望する彼らを受け入れていく環境整備は不十分なのである。

結果として、現状の戦略は、アフリカに単なる「日本好き」を増やすという意味でのみの「架け橋人材」の育成であり、本来求めるところの政財界に貢献し得る人材としての「架け橋人材」の育成は、建前上の目標となっているのではないだろうか。

おわりに

本稿では、日本に留学するアフリカ人学生が如何なる背景から日本留学を決断したのか、その選定要因を明らかにすることで、アフリカ人留学生受け入れの課題を導出することを目的とした。本調査からは、留学生の日本留学を志向していく過程の一端を確認したが、その際にソーシャルメディアや、世界大学ランキング等の国際的な指標への依拠傾向が確認された。また「日本」や「日本人」のイメージは重要視しながらも、大学や研究室の重要情報が、軽視されている状況が明らかになった。しかし、今回、アフリカ人学生の多くが、例え学問に関する情報は不十分でも、前向きな希望とともに来日し、そして在学中には日本語や社会での受容体制の問題に直面しつつも、日本での留学経験を高く評価していた。

日本への留学を通じて、日本とアフリカの両社会へ何かしらの還元を志す者も少なからずいる。そのような留学生に対して、日本社会は果たして無関心で良いのであろうか。むしろ日本社会の中で日本人の「代わり」となり、日本人と「同化」できる学生のみを迎え入れようとする偏狭なグローバル化が進展しているのではないだろうか。

30万人計画の目標年である2020年を目前とし、新たな留学生受け入れ政策に関する議論も始まっている。ABEイニシアティブも施行から既に5年が経過し、2019年第7回TICADでは、さらなる拡充が宣言され、アフリカ人留学生の受け入れ政策も過渡期を迎えている。日本では、アフリカ人留学生の受け入れが、戦略理念、留学生の希望、大学側の受け入れ意図、日本企業の要望、それぞれが噛み合わずに推し進められている側面もあるのではないかと。留学生獲得戦略の施行に少なくない公的資金が投じられ、留学生が日本への貢献という意欲を高めていたとしても、大学側は留学生のサポートに

手が回らず、企業は日本人の代わりとなる人材のみを求めている。各国が、留学生の受け入れにおいて様々な取り組みを講じるなかで、日本も今後の受け入れ意義、そして入口から出口までの支援の重要性を改めて強調していく必要があるであろう。その上で、日本とアフリカの相互発展のために、トップダウンな戦略に終始せず、行政、大学、民間企業が連携し、アフリカとのより密接な関係性の構築を目指すことが求められる。

参考文献

- 秋庭裕子（2016）「アフリカ・サブサハラ（ザンビア）における大学進学、留学プロセス分析」『留学生受入れ支援方策の検討に関する調査研究』平成 27 年度文部科学省先導的・大学改革推進経費による委託研究、公益財団法人アジア学生文化協会。
- 外務省（2008）『TICAD IV 横浜行動計画（骨子）』
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc4_sb/yokohama_ks.html]
- 外務省（2013）『TICAD V 推進官民連携協議会提言－躍動のアフリカと切り開く日本経済の新たな地平－』[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000004798.pdf>]
- 外務省（2014）『平成 26 年度外務省所管補正予算』
[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000064703.pdf>]
- 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省（2018）『独立行政法人国際協力機構の平成 29 年度における業務実績評価』[<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/hyoka/dokuho/attach/pdf/dokuho-176.pdf>]
- 国際協力機構（2018a）『アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（African Business Education Initiative for Youth, ABE イニシアティブ）「修士課程およびインターンシップ」プログラム』
[<https://www.jica.go.jp/africahiroba/business/detail/03/ku57pq00001jwm0b-att/about.pdf>]
- 国際協力機構（2018b）「ABE イニシアティブ：修了生が日本との絆を生かし母国で事業拡大」
[https://www.jica.go.jp/topics/2017/20180329_01.html]
- 財務省（2014）『平成 25 年度補正予算の概要』
[https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/sy251212/hosei251212d.pdf]
- 栖原暁（2010）「「留学生 30 万人計画」の意味と課題」『移民政策研究』第 2 号，pp. 7-19.
- 中国教育部（2004）『2003 年全国来华留学统计年鉴』
[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A20/moe_850/200402/t20040206_77826.html]

中国教育部 (2016) 『2015 年全国来华留学统计年鉴』

[http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/s5987/201604/t20160414_238263.html]

中野祥子、奥西有理、田中共子「在日ムスリム留学生の社会生活上の困難」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』岡山大学大学院社会文化科学研究科、第 39 巻、137-151 頁。

中村聡、山口敬治、奥村正裕 (2015) 『『世界最後のフロンティア』と日本の未来をつなぐ-サブサハラ・アフリカ地域における留学コーディネーター配置事業』『留学交流』7月号 Vol. 52、日本学生支援機構。

鍋島有希 (2015) 「外国人留学生のキャリア教育研究の動向と今後の展望」、『地球社会統合 科学研究』3, pp. 45-54.

日本学生支援機構 (2017) 「平成 29 年度外国人留学生在籍状況調査結果」

[https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2018/index.html]

日本学生支援機構 (2019) 「平成 30 年度外国人留学生在籍状況調査結果」

[https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2017/index.html]

日本学生支援機構 『外国人留学生在籍状況調査』平成 16 年度～平成 30 年度

[https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/index.html]

日本学生支援機構 「平成 15 年度以前の調査結果 (文部科学省実施)」『外国人留学生在籍状況調査』平成 11 年度～15 年度

[https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/data03.html]

入国管理局 (2017) 平成 28 年における留学生の日本企業等への就職状況について

[<http://www.moj.go.jp/content/001239840.pdf>]

森田桂花 (2016) 「後発開発途上国からの留学生誘致における現状と課題—留学生への質問票・インタビュー調査の分析から—」『大学形成政策研究』東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース、第 6 号、83-98 頁。

守屋貴司 (2012) 「日本企業の留学生などの外国人採用への一考察」、『日本労働研究雑誌』54(6), pp. 29-36.

文部科学省 (2008) 『『留学生 30 万人計画』の骨子』とりまとめの考え方に基づく具体的方策の検討 (とりまとめ)』中央教育審議会大学分科会 留学生特別委員会。

[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1249702.htm]

文部科学省 (2013) 『新たな留学生政策の展開について～留学生交流の拡大と質の向上を目指して～』中央教育審議会答申。

文部科学省 (2017) 『留学コーディネーター配置事業』

[http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1386364_2_3_1.pdf]

- 文部科学省(2018)『外国人留学生の就職促進について(外国人留学生の就職に関する課題等)』
[https://www.jasso.go.jp/gakusei/career/event/guidance/_icsFiles/afieldfile/2018/07/27/06_ryuugakusei_monkasyou.pdf]
- 山田肖子(2019)『世界はきっと変えられる—アフリカ人留学生が語るライフストーリー—』明石書店。
- 米澤彰純(2015)「高等教育改革としての国際化—大学・政府・市場—」『高等教育研究』第18集、105–125頁、日本高等教育学会。
- Baruch, Y., P. Budhwar and N. Khatri (2007) “Brain drain: Inclination to stay abroad after studies,” *Journal of World Business*, 42, pp. 99–112.
- ICEF (2015) *The state of international student mobility in 2015*.
[<https://monitor.icef.com/2015/11/the-state-of-international-student-mobility-in-2015/>]
- Institute of International Education (2018) “International Students by Academic level and Place of Origin, 2016/17–2017/18.” *Open doors Report on International Educational Exchange*. [<https://www.iie.org/opendoors>]
- Maringe, F. and Carter, S. (2007) “International students’ motivations for studying in UK HE: Insights into the choice and decision making of African students”, *International Journal of Educational Management*, Vol. 21 Issue: 6, pp.459–475
- Mazzarol, T. and Soutar, G.N. (2002) ““Push-pull” factors influencing international student destination choice,” *The International Journal of Education Management*, 16/2, pp. 82–90
- UNESCO Institute for Statistics (UIS) (2016) *Education: International Student Mobility in Tertiary Education, Inbound Internationally mobile students*.
- UNESCO Institute for Statistics (UIS) (2019) *Education: International Student Mobility in Tertiary Education, Inbound Internationally mobile students*.

【論考】

留学生急増国における日本へのプッシュ要因と プル要因についての検討

-ベトナム、ミャンマー、インドネシア、スリランカを中心に-

Push and Pull Factors of Studying in Japan:
A Case Study of Four Countries where the Number of Inbound
International Students Rapidly Increases
(Vietnam, Myanmar, Indonesia, Sri Lanka).

首都大学東京 国際センター 岡村 郁子、黄 美蘭、竹田 恒太

OKAMURA Ikuko, KO Biran, TAKEDA Kota

(International Center, Tokyo Metropolitan University)

キーワード：留学生急増国、プッシュ要因、プル要因

はじめに

日本における外国人留学生数は増加を続け、2018年5月1日現在の留学生総数は298,980人で、前年の267,042人に比べて31,938人(12.0%)増であった(「日本学生支援機構(JASSO)平成30年度外国人留学生在籍状況調査」による)。とりわけ直近5年ほどは連続して前年比10%を超える勢いで増加し、出身地域別では1位がアジアの279,250人(構成比93.4%)で、2位の欧州10,115人(同3.4%)を大きく引き離している。アジアの中では東南アジアおよび南アジアからの留学生数の増加が著しい。2013年度からのベトナム、ミャンマー、インドネシア、スリランカからの留学生数は以下の【表1】に示すとおりであり、とりわけベトナムとミャンマーは急激な増加をみせていることがわかる。

こうした状況の背景にある要因を探り、正確に把握することは、留学生のさらなる戦略的なリクルーティングばかりでなく、留学後の日本あるいは出身国におけるキャリア形成を考える上でも必要不可欠であり、さらに留学中や留学前後に発生するトラブルを未然に防ぐ上でも重要であると考えられる。

【表1】ベトナム・ミャンマー・インドネシア・スリランカからの留学生数の変化

	2013年度	2016年度	2017年度	2018年度	増加率
ベトナム	13,799名	53,807名	61,671名	72,354名	424.3%
ミャンマー	1,598名	3,851名	4,816名	5,928名	271.0%
インドネシア	2,787名	4,630名	5,495名	6,277名	125.2%
スリランカ	統計外	3,976名	6,607名	8,329名	109.5%

(出典：日本学生支援機構 (JASSO) 平成30年度外国人留学生在籍状況調査より筆者作成)

1. 先行研究と本研究の課題

留学の動機や要因に関する多くの研究では、Push and Pull モデルを用いて分析が行われている。Mazzarol & Souter (2002) は、「プッシュ要因」は留学生の母国における留学を後押しするような経済的・社会的・政治的な要素を含む要因、「プル要因」は留学先の国にある学生を引き付ける要因と定義した。留学をするか否かの決定(ステージ①)には国内のプッシュ要因が、留学先の国の決定(ステージ②)および留学先の機関の決定(ステージ③)には受け入れ国あるいは受け入れ先の教育機関のプル要因が、それぞれ意思決定に影響を与えるとされる。

ただし実際には、ステージ①における意思決定が必ずしも国内のプッシュ要因のみに影響されているということではなく、Wadhwa(2016)の調査では、この決定にプッシュ要因とプル要因の両方から影響を受けるモデルが採用されている。また Swajan Das (2015) ではプッシュとプルの両方の要素をもつ第3の影響要因として「Push-Pull 要因」を想定することによって説明を試みている。佐藤(2012)はネパールからの日本留学生に関する調査分析の結果、留学生増加のプッシュ要因としては政治的混乱と経済停滞のために国内での雇用機会が少ないこと、高等教育人口の増加が国内の高等教育機関が収容しきれないこと等、プル要因としては学費が比較的安価なこと、アルバイトが可能であること等を挙げた。佐藤はタイやインドネシアについての比較研究も行っているが、ベトナムやスリランカ、ミャンマーなど他の東南アジア・南アジア諸国については、さらなる調査が待たれている。

本研究では、日本への留学生数が急増している東南アジアおよび南アジア諸国のうち、特に増加率が顕著であるベトナム、ミャンマー、インドネシア、スリランカの4か国について、以下の各点を明らかにすることを目的とする。

- ① 各国からの日本留学の背景となる政治的・経済的・歴史的・社会文化的背景等について
- ② 各国における日本留学のプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因について

2. 研究方法と手続き

(1) 研究方法

2018年6月から9月にかけて、日本国内および対象国現地でのインタビュー調査と補助的な質問紙調査を実施した。研究代表者および共同研究者の人脈からのスノーボールサンプリングにより各国の日本留学経験者（ベトナム8名、ミャンマー7名、インドネシア2名、スリランカ3名）を確保し、日本国内ならびにベトナム、ミャンマー、スリランカへ赴き、インタビューを実施した。インタビューはいずれも1時間程度、留学生の出身国において日本留学へのプッシュ要因となったことがらやその背景にあるもの、日本での留学生活、アルバイトの様子、将来希望するキャリア等について、半構造化インタビューを行った。

(2) 分析方法

インタビュー結果について音声データを文字化し、日本留学の動機に関連する箇所を抜き出し、MAXQDAを用いて質的に分析コーディングを行った。各国別の協力者のプロフィール（出身国、年齢、現在の職業、日本滞在の形態、渡日前の日本語学習歴、渡日の手段、将来の希望）を、次ページの【表2】に示す。

3. 国別の調査結果

(1) ベトナム

①日本留学の背景

ベトナムから日本への留学生は2013年度に13,799名であったのが2018年度には72,354名と、5年間で5倍以上に急増した。ベトナムでは長く正式な日本留学の情報が得にくい状況であったが、2017年3月にJASSOベトナム事務所が開設され、現在萩原所長ほか3名の職員が留学相談の対応や日本留学のプロモーション等に当たり、多くの利用者を得ている。上記JASSOベトナム事務所によれば、2018年度の統計でベトナムからの留学先としてもっとも多いのはアメリカ（19,336名）、次いでオーストラリア（14,491名）、日本は3位で10,614名であった。しかしながら、この数字は学部・大学院・短大の正規生の数であり、ここに「準備教育課程」や「語学教育機関」への留学者数を合わせると、日本（2017年度で61,671名）が第1位、2位がアメリカ（20,834名）、3位がオーストラリア（20,834名）と順位が逆転し、日本への留学者が群を抜いて多い。こちらの数字の2016年度2017年度からの増加率をみると、アメリカ5%、オーストラリア6%であるのに対し、日本は15%と増加が顕著である。

前出JASSOベトナム事務所の岡田前所長によれば、こうしたベトナムの留学ブームの背景には、高等教育進学者の増加、子どもへの投資、一発勝負の大学入試システム、国内の大学への不信、大卒者

の失業率の高さ、学歴やスキルによる賃金格差、先進国へ留学することによる自信・満足などが挙げられるという。ベトナム市場への各国からの注目度が高まるにつれて、外国からの投資も増加している。特に日本企業のベトナムへの進出は著しく、2014年にホーチミン、2015年にはハノイにイオンモールが出店したこともあり、留学費用が英語圏の国に比べて安く、距離的に近い日本への関心はさらに高まっているとのことである。

【表2】インタビュー協力者のプロフィール

出身国	インタビュー場所	年齢	現在の職業・学生の場合は学年	日本滞在の形態	渡日前の日本語学習歴など	渡日的手段	将来の希望	
ベトナム	V1	ハノイ	22歳	大学4年生(ベトナム)	都内国立大学交換留学生(2017年~2018年3月)	大学で3年間	大学からの交換留学	東京のベトナム人材派遣会社に勤務予定
	V2	ハノイ	22歳	大学4年生(ベトナム)	地方国立大学交換留学生(2017年9月~2018年8月)	大学で3年間	大学からの交換留学	日本に戻って大学院へ進学、その後ベトナムで通訳や翻訳者になる
	V3	ハノイ	22歳	ハノイ市内の日本への留学斡旋会社(日本語教育)	大阪のJapan Foundationで2か月研修	大学で4年間	大学からの短期研修	ハノイで現在の日本語教育の仕事続ける
	V4	ハノイ	21歳	地方国立大学3年生(日本)(経営学、農業・生物学専攻)	大学 学部正規生	高校で3年間貿易大学で日本ビジネスを専攻後、中退して日本へ	ベトナムの大学を中退して日本留学試験を受験	オーストラリアの大学院進学希望 将来はベトナムに自分の農場を開く
	V5	ハノイ	20代	日本人向けのコールセンター、アウトソーシング会社(ハノイ)	日本語日本文化研究生(国費 日研生)	大学で4年間	国費短期留学	ハノイの日系企業で現在の仕事を続ける
	V6	東京	23歳	都内私立大学4年生経営学専攻	大学 学部正規生	高校を卒業して来日 渡日前の学習歴なし	いここが働いている日本語センターを通して来日	電話販売の会社に勤務予定(通訳の仕事)。日本で4~5年働いたら帰国希望
	V7	東京	20歳	日本語学校(専門学校)学生	専門学校生	高校を卒業して来日 渡日前にひらがなとカタカナを少し勉強	日本にいるいここ(日本語教師)からのサポート	日本語学校を卒業したら、日本の専門学校か大学に進学し、ホテル、旅行関係の勉強をしたい
	V8	東京	25歳	都内国立大学修士課程1年生 バイオメディカルエンジニアリング専攻	都内国立大学大学院修士課程正規生	大学卒業(2011年8月から2016年4月まで)、バイオメディカルエンジニアリング専門(医療機器関連) 日本で働きたいため、2015年4月から日本語を勉強	指導教官とコンタクトを取り、ベトナムで行われた日本語による入学試験に合格	日本で5年ほど働き、将来はハノイへ帰りたい。
ミャンマー	M1	東京	30歳	大学1年生	大学 学部正規生	日本語学校で勉強	日本にいる弁護士(エージェンツ)に依頼	日本で3年くらい働いてから、NGOに入り、ミャンマーと日本を行き来しながら働く
	M2	東京	24歳	専門学校生	専門学校生	日本語学校で勉強	ミャンマーにある仲介会社に依頼、日本にいる叔母の伝手	日本で5年くらい働いてから、ミャンマーに帰り、自分の会社を作る
	M3	東京	29歳	大学1年生	大学 学部正規生	日本語学校で勉強	ミャンマーにある仲介会社に依頼	ずっと日本で働く
	M4	ヤンゴン	38歳	地方国立大学博士課程	小学生時代2年間(父親の仕事)、学部で日研生として1年、大学院生として4年間	小学校時代日本で過ごした後 に帰国、ヤンゴンの大学で4年間勉強	父親の仕事に帯同、日研生(国費留学生)大学院入試受験	博士号を取ってヤンゴンの大学で就職
	M5	ヤンゴン	33歳	日本の大学のヤンゴン駐在事務所勤務	都内私立大学 学部正規生	ヤンゴンで大学1年まで勉強してから日本で日本語学校入学、大学受験に備える	日本にいる姉の伝手	ヤンゴンで日本語教育に従事
	M6	ヤンゴン	30代	日系IT会社社員	IT関連会社社員	ヤンゴンのコンピューター大学を卒業後、日本で就職。プログラミングの技術習得のために日本語を勉強	ヤンゴンのIT企業から日本へ派遣	ヤンゴンの日系IT企業で現在の仕事を続ける
	M7	ヤンゴン	20代	日系IT会社社員	日本語学校2年間 専門学校2年間	来日してから日本語学校で勉強	日本にいる姉の伝手	ヤンゴンの日系IT企業で現在の仕事を続ける
インドネシア	I1	東京	28歳	大学院博士前期課程1年	大学院生	1年間交換留学として来日した際に勉強	日本の大学の先生とコンタクト後、大学院入試受験	インドネシアに帰り大学教員、または日本で研究所勤務
	I2	東京	35歳	大学院博士後期課程2年	大学院生	JAICAの研修プログラムに参加	日本の大学を受験、奨学金の受給が決定し渡日	日本で就職
スリランカ	S1	東京	24歳	日本語学校(専門学校)学生	専門学校生	高校時代から塾や学校で日本語を勉強、大学で日本語専攻	スリランカにあるエージェンツ(高校時代日本語を教えた塾の講師)に依頼、日本から日本語学校の教師が来て面接	日本語教師、通訳等日本語を活かした仕事をしたい
	S2	東京	28歳	日本語学校(専門学校)学生	専門学校生	16歳の時にOレベル試験受験のために日本語を選択、大学では日本語専攻	高校の友人より紹介を受けたスリランカにあるエージェンツに依頼	インタビュー当時は大学院進学を希望していたが、現在は東京で就職している
	S3	東京	27歳	日本語学校(専門学校)学生	専門学校生	高校で日本語の授業を履修、エージェンツ付属の日本語学校で1か月勉強	日本留学中の妹より紹介を受けたエージェンツに依頼	日本で空港の地上職

また、ベトナムでは古くより日本のアニメや漫画の人气が高く、2016年からは初等教育段階で日本語教育が導入されることとなった。日本語能力試験 JLPT 受験者数は東南アジアで1位であり、日本留学試験 EJU 受験者も増加し、2018年はハノイで109名、ホーチミンで248名と前年の1.5倍程度であった。現地には日本企業も多く、日本語を習得すれば就職が有利になることもあり、日本留学はトップクラスの人气を誇る。こうした背景に加え、近年、私立の国際学校の増加、研修旅行や大学の国際プログラム増加、留学生・技能実習生など周辺で外国へ行ったことのある人が多いなど外国へ出ること自体が身近になっているという。

②日本留学のプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因について

本調査におけるベトナムのインタビュー協力者8名の語りにみられる日本留学の動機について、プッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因に分けて、以下の【表3】に示した。

ベトナムからの留学経験者においてもっとも多くみられたプッシュ要因は【社会における海外留学への高評価】であった（以下、大カテゴリー＝【 】, 小カテゴリー＝[], 語りの具体例＝「 」を示す）。[留学経験による就職の有利さ]として、給与の高さや昇進の早さについては協力者の全員が述べている。また、留学の中でも[日本留学への評価の高さ]は、日本企業の進出による通訳や翻訳という[日本留学経験の需要]とあいまって、年々高まっていることがうかがわれる。

【大学教育の不十分さ】と【就職の困難さ】にも多くの言及がみられた。[ベトナム国内の大学のレベルの低さ]から日本の大学進学を志したV4をはじめ、「大卒の学歴や専門に見合った仕事がない」（V6）、「新卒者には専門性の高い仕事を見つけるのが難しい」（V5）というベトナム社会の事情がうかがわれる結果であろう。

【家族のサポート】としては、同じく日本語を勉強して日本で働いている兄からの[日本語学習の勧め]により、日本留学に至ったV2は、以下のように述べている。

「高校生ぐらいのとき、お兄ちゃんが「日本語勉強してたら、もっといい仕事見つけるよ」って言われたんです。日本語選んで、最初だけは、好きじゃなかったんですけど私、漢字がめっちゃ大好きで、好きになっちゃいました、日本語。」（V2）

このように、家族や日本にいる[先輩や友人のサポート]を得て日本へ留学し、日本語を習得することで付加価値をつけて[有利な就職]をし、[高い給与]をねらう者が多くみられた。

日本を留学先に選ぶプル要因としては、【日本人・日本文化に対する好意】を挙げた者がもっとも多かった。「子どもの頃から日本のアニメやドラマを知っていて親しみがある」（V4）ことや、V2、V6、V7のように兄やいとこが日本で働いていることで日本留学が身近なものと感じられていることがわかる。

さらに、プッシュ・プルの両方の要素を兼ね備えるプッシュ・プル要因の一つとして【地理的なメリット】が挙げられ、ベトナムからの〔距離の近さ〕、〔渡航費の安さ〕といった物理的な留学のしやすさが、さらにハードルを下げていることが明らかになった。また、家族や親戚・友人が日本へ留学あるいは就職で日本に行っている、幼時から日本のドラマに親しむなど、【幼時からの日本文化へのなじみ】が、日本への距離を心情的にも近いものに行っていることがうかがわれる。

【表3】ベトナムからの日本留学へのプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因（●は大カテゴリー、・は小カテゴリー、以下の表はすべて同様）

	プッシュ要因(41)	プル要因(42)	プッシュ・プル要因(6)
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会における海外留学への高評価(15) <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学経験による就職の有利さ ・ 日本留学への評価の高さ ・ 給与の高さ ● 大学教育の不十分さ(5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学のレベルの低さ ● 制度面の充実(4) <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学斡旋業者の存在 ● 家族のサポート(4) <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語学習の勧め ・ 留学への支援 ● 第二選択としての日本留学(4) ● 就職の厳しさ(4) ● 日本留学経験への需要(3) ● 不完全な職場環境(2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与の低さ ・ 技術の低さ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本文化・日本人に対する好意(12) <ul style="list-style-type: none"> ・ アニメやドラマへの親しみ ・ 日本人の親切さ ● 金銭的なメリット(7) <ul style="list-style-type: none"> ・ アルバイトが可能 ・ 学費の安さ ● 日本の環境の良さ(7) ● ネットワークの存在(5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本にいる家族や親戚のサポート ・ 日本にいる先輩・友人のサポート ● 日本の大学教育のレベルの高さ(4) ● 日本の健全な労働環境(4) ● 日本の奨学金制度(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼時からの日本文化へのなじみ(3) ● 地理的なメリット(3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空券の安さ ・ 距離の近さ

ベトナムからの留学経験者に特徴的にみられたプッシュ要因に【第二選択としての日本留学】がある。以下のV1やV5のように、すでに多くの優秀な使い手のいる英語よりも、「日本語」という少し人と違う選択をした者もみられた。

「大学入る前にすごく悩んで。そのときは英語がすごく普及されて。私が、他の人と違う道に進んでみようかなと思って兄と相談したら、兄は「日本語はどうか」と言われました」(V1)

「もともと私は外国語がすごく好きで、まず一つ目の理由は、高校のときは専門は英語だったんですけど、多分、ハノイに行ったら英語をできる人はいっぱいいますので、多分、勝てないと思っていて、じゃあ、別の言語を勉強しましょうって思ったんですね。」(V5)

また、日本留学を経て現在ベトナムの留学斡旋会社で日本語を教えているV3は、以下のように語っている。

「実はその生徒さんは、高校でも勉強する成績もあんまり良くなかったと思います。それで、将来のためにいい仕事を探すために、日本語を勉強して日本へ行って、もっといいチャンスを探したいと、思っていると思います。」

特に地方出身者で高校時代にあまり成績が良くなく、大学へ進学してもよい就職が見込めない場合に日本への留学を視野に入れるようで、ここでも第二選択として日本留学が選ばれているといえる。

(2) ミャンマー

①日本留学の背景

2018年現在、日本の大学や大学院、専門学校などの高等教育機関及び日本語教育機関に在籍しているミャンマー人留学生は5,928名で、全体の2.0%を占め、前年に比べて18.8%増えている（日本学生支援機構, 2019）。【表1】でみたとおりに、2013年から2018年でその数は3倍近くとなり、留学生数急増国の主要国である。

国内の教育状況をみると、ミャンマーにおける2016年時点での高等教育機関の就学率は約12%である（JETRO, 2016）。高等教育機関の在籍学生は約60万人のうち、通学型大学に約20万人、遠隔教育大学に約40万人在籍しており、後者が3分の2を占める。ミャンマーにおいて、知識やスキルを身につけるためには、複数の学校に同時にあるいは継続して通うという、言うならば「教育のカスタマイズ」状態が存在する。歴史的に政治運動の中心だったヤンゴン大学とマンダレー大学をはじめとするエリート大学の学部は、学生の非政治化目的で、都市部から遠く離れたところに移転され、これらの大学は大学院のみの大学になったため、どうしても都市部で学びたい学部生は学部が残された大学等に進学することになり、学生と教員は長距離の通学・通勤を強いられ、疲弊し、必然的に教育の質は低下したとされる（上別府, 2018）。

ミャンマーにおける留学希望者の学習言語は英語が1位であり、日本語はそれに続く。国際交流基金が行った世界日本語教育機関調査によれば、ミャンマーの日本語学習者は2012～2015年の間で3,000人から11,000人に増加した（国際交流基金, 2015）。日本語能力試験の受験者を見ると、2014年の4,434人が2015年には8,000人へと大幅な増加を見せ、特に、初級レベルのN5とN4の受験者が急増している。このような背景には、日本の投資・進出企業の増加が考えられる。日本企業の進出により、高い日本語能力を持つミャンマー人に対する需要は高く、売り手市場となり、給料が増加している。拡大する需要状況を反映し、日本企業への就職の人気は上昇し、日本語力があることは就職に有利に働くため、必然的に日本語熱が高まっている（上別府, 2018）。

②日本留学のプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因について

ミャンマーからの留学経験者7名の語りにみられる日本留学の動機について、プッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因に分けて、【表4】に示した。

ミャンマーからの日本留学のプッシュ要因でもっとも多く挙げられたのは【就職の厳しさ】であった。「大学を卒業してもすぐには仕事がみつからない」ことや「大学での勉強だけでなく、外でいろいろな知識やスキルを身につけないと良い就職ができない」(M5)ことから、日本留学で就職の選択肢を広げようという戦略である。ミャンマーの特徴的なプッシュ要因である【少数民族の大変さ】もこれに共通しており、少数民族への就職差別についての言及もみられた。

【表4】ミャンマーからの日本留学へのプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因

	プッシュ要因(29)	プル要因(21)	プッシュ・プル要因(3)
ミ ヤ ン マ ー	<ul style="list-style-type: none"> ●就職の厳しさ(7) ●制度面の充実(3) <ul style="list-style-type: none"> ・留学斡旋業者の存在 ●社会における海外留学への高評価(3) <ul style="list-style-type: none"> ・日本留学への評価の高さ ●不完全な職場環境(3) <ul style="list-style-type: none"> ・将来性への不安 ●少数民族の大変さ(3) ●大学教育の不十分さ(4) <ul style="list-style-type: none"> ・実践的なキャリア教育の不足 ・教育の質の低さ ・設備の悪さ ●日本留学経験への需要(2) ●家族のサポート(2) ●第二選択としての日本留学(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本の環境の良さ(9) ●ネットワークの存在(6) <ul style="list-style-type: none"> ・日本にいる家族や親戚のリポート ・日本にいる先輩・友人のサポート ●日本文化・日本人に対する好意(3) ●金銭的なメリット(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の質の向上(2) ●SNSの発達による日本についての理解(1)

【大学教育の不十分さ】では、[設備の悪さ]や[教育の質の低さ]に加えて、[実践的なキャリア教育の不足]についての以下のようなM1による語りも特徴的である。

「(ミャンマーでは、今、大学や大学院を卒業した後はすぐに就職が)できません。なぜなら、大学で勉強することはレベルが下です。大学が終わった後に、また勉強しなければ就職できません。コンピューターなどは全て大学ではなくて、外で勉強します。・・・自分が好きなことは全て大学にあるわけではありません。大学で勉強するものは少ないです・・・大学が終わった後も2～3年はまた勉強して、その後に就職します。」(M1)

M6は現在ヤンゴンにある日系企業に勤務しているが、ミャンマーの大学を卒業後、専門学校でコンピューター技術を学び就職、その後さらにIT技術を学ぶために来日し、必要に迫られて日本語学校で日本語を習得した。これもミャンマーの大学卒業者のキャリアパスの一つであるといえよう。

軍政が終わって日本企業が進出する『最後のフロンティア』ともいわれるミャンマーでは、近年日本企業の進出による【日本留学経験への需要】が高まり、今後ますます日本留学が盛んになることが予想される。プッシュ・プル要因に挙げた【生活の質の向上】も、その要因となるであろう。一方で、

そこには【第二選択としての日本留学】という消極的なプッシュ要因も存在する。ミャンマーでのその理由はベトナムとは異なっており、イギリスへの留学を希望しているが、現在イギリスへのビザが取得しにくいいため、日本にいる叔母の伝手で日本を選んだとするM2のような例である。これも元イギリス領であるミャンマーの特徴的なプッシュ要因ともいえる。

(3) インドネシア

①日本留学の背景

インドネシアでは長年、博士号を有する教育の少なさが高等教育の質向上のための課題と指摘されてきた。高等教育総局はこの課題に対応するため、2008年以降、教育文化省の予算により、現役大学教授が海外で博士号を取得するためのサンドイッチ・プログラム奨学金を支給している(清水, 2012)。同プログラムは、国内の博士課程に在籍しながら海外の協定大学に一定期間留学し、学位を取得するものである。高等教育総局は、2008年～2010年の3年間にこのプログラムなどで4239人を海外の大学に派遣した。留学生の大多数は理工系を専攻している。

2018年5月1日現在、日本の大学や大学院、専門学校などの高等教育機関及び日本語教育機関に在籍しているインドネシア人留学生は6227人で、全体の2.1%を占め、前年に比べて12.5%増えている(日本学生支援機構, 2019)。そのうち、日本語教育機関に在籍している留学生は1558人で、全体の1.7%を占め、前年に比べて19.1%増加している(日本学生支援機構, 2019)。このように、日本に留学するインドネシア人はここ数年、増加傾向にある。

②日本留学のプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因について

本調査におけるインドネシアからの留学経験者2名のみであったが、語りにみられる日本留学へのプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因について、以下の【表5】に示す。

インドネシアからの日本留学のプッシュ要因でもっとも多く挙げられたのは【制度面の充実】であった。[交換留学制度の充実]によって日本に留学するチャンスを得たことのほか、JICAのプログラムで研究の機会を得て来日したことなどが述べられている。次に【不完全な職場環境】【就職の厳しさ】が同数でもっとも多かった。【不完全な職場環境】では、[給与の低さ]に加えて[自己成長の難しさ]が挙げられたが、研究職にあるI2は研究環境の限界などについて以下のように述べている。

「インドネシアの会社の環境があまり良くないのです。私が成長するためには、会社の環境があまり良くないのです。途上国は研究が優先ではありません。私の会社は研究の機関ですが・・・会社での成長が難しいのです。」

プル要因で大きかったものには【日本の奨学金制度】があるが、I1, I2ともに「奨学金がなかったら日本留学は難しかった」と述べ、高度人材の受け入れには奨学金制度が大きな役割を果たしていることがわかる。

インドネシアに特徴的にみられたプッシュ・プル要因に【国民性の類似】は、「話し方が丁寧」「ストレートなものの言い方をしない」「親切」などいくつかの国民性の共通点が述べられ、精神的にストレスなく留学ができることが日本を選ぶ要因の一つになっていることがうかがえる。

【表5】インドネシアからの日本留学へのプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因

	プッシュ要因(17)	プル要因(19)	プッシュ・プル要因(3)
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ●制度面の充実(7) <ul style="list-style-type: none"> ・交換留学制度の充実 ●不完全な職場環境(4) <ul style="list-style-type: none"> ・給与の低さ ・自己成長の難しさ ●就職の厳しさ(4) <ul style="list-style-type: none"> ・就職試験の厳しさ ●社会における海外留学への高評価(1) ●家族のサポート (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本の環境の良さ(10) ●日本文化・日本人に対する好意(3) ●日本の奨学金制度(3) ●日本の大学教育のレベルの高さ(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民性の類似(3)

(4) スリランカ

①日本留学の背景

日本語学校の学生を含むスリランカ人留学生数は2010年には930人であったが2018年には約9倍に近い8,329人まで増加、日本語学校の在籍者数のみに限定すると2010年の153人から25倍を超える3,900人にまで増加している。同じ期間の大学、短大、専修学校の在籍者数の伸びが777人から6倍弱の4,429人であることを考えると、近年のスリランカ人学生の増加は日本語学校への留学生の爆発的な増加に牽引されているといっていよう。

スリランカにおける高等教育への進学は大変な難関となっている。大学進学率でみた場合、2015年にはAレベル試験で大学進学のための資格を取得したものが15,5477人(255,191人受験)なのに対し実際に大学進学を果たした学生は29,083人で大学進学資格取得者のうち19%にとどまっている(Statistical Abstract, 2017)。この状況はクマーラ(2007)が問題点として指摘した当時よりは改善しているものの、依然として中等教育の高い普及率に対して高等教育の普及が追い付いていないと言えるだろう。そして、それに伴い中等教育修了者が労働市場で必要とされる技能知識やノウハウ

を持たないため企業への就職が困難である、或いは自営業を営むことも難しいといった若者が自立できない環境も依然として残っていることが推察できる。

②日本留学のプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因について

スリランカからの留学経験者3名のみであったが、語りにみられる日本留学へのプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因について、以下の【表6】に示す。

【表6】スリランカからの日本留学へのプッシュ要因、プル要因、プッシュ・プル要因

	プッシュ要因(17)	プル要因(13)	プッシュ・プル要因(2)
ス リ ラ ン カ	<ul style="list-style-type: none"> ●社会における海外留学への高評価(4) ●制度面の充実(3) ●家族のサポート(2) ●大学進学の高難しさ(2) ●日本語の学びやすさ(2) ●社会における日本留学経験の需要 ●就職の厳しさ ●不完全な職場環境 ●中等教育での日本語教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本文化・日本人に対する好意(6) ●金銭的なメリット(3) ●ネットワークの存在(2) ●日本の奨学金制度 ●日本の環境の良さ 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本文化へのなじみ(2) ・ドラマ「おしん」の浸透 ・スリランカ人タレントの日本での活躍

スリランカでもっとも多く挙げられたプッシュ要因は【社会における海外留学への高評価】である。空港で働きたいと希望する S3 は、自分の将来のためには留学が不可欠であったと語った。

一方 S1 は、「スリランカでは大学に行けるのはほんの一握りのエリートのみであるため、大卒であれば留学をしなくても就職先には困らない」と述べている。それだけにスリランカの日本留学の背景にも示したように【大学進学の高難しさ】は深刻で、「大学は行けない人が多いから、その人たちは仕事を見つける、見つからなかったら、日本に留学したいという人が多い」(S1) というようなパターンで留学を選択するケースは一定数いるとみられる。

また S2 は、「以前は英語が話せれば簡単にいい仕事が手に入ったが状況は変わり、英語に加えもう一か国語外国語が話せることが就職の際に役立つようになった」と語った。

「前は英語しゃべれる人なんかは、就職も簡単にできるいい会社に入れるし、そんなことあったのに、最近というか、なんか日本語だけじゃなく中国・韓国・フランス・ドイツ・ロシア、そんな言語を勉強して、その会社になんか簡単に入れる。その言語を話せるんだったら給料も高いし、就職も簡単にできる。」

スリランカでは他の三か国と異なり、日本企業の進出がそれほど顕著ではない。本調査のインタビューからも、日本語を学んでも、それをスリランカ帰国後に活かすにくい環境であると留学生や関係者から認識されているということが浮かびあがる。共通して聞かれる声としては、日本語を学んだことが帰国後のキャリア形成にポジティブな影響を与えるかどうかについて影響は限定的ということである。事実、S1は日本語教師か通訳になるということをお話しており、S3についても空港という環境においては日本語を学んだことが活かせるのではないかという。

これに加え、1986年以降継続して右肩上がりだった海外への出稼ぎ労働者の派遣数が2014年中東の石油価格の急落を機に急減したことが日本留学希望者の増加に少なからぬ影響をもたらしたのではないかと考えられる。鹿毛(2016)によればスリランカにおいて海外に出て働くことは「誰もが1度が考えたことがある人生の選択肢の一つ」であり社会に普遍的に根付いている。2014年のピーク時には300,703人であった海外出稼ぎ労働者の派遣人数は2017年には212,162人まで急減をしている。同時期の日本語学校への留学生の増加率を見ると2014年度(前年比96.1%増)、2015年度(前年比118%増)、2016年度(前年比86.2%増)、2017年度(前年比73.2%増)と爆発的に増加をしており、中東に働きに出ていた層の一部が、代替的な行先として日本留学を選択するようになったことが推察される。

4. まとめと考察

以上、日本への留学生が急増する4か国について、留学経験者へのインタビューをもとにそのプッシュ要因とプル要因を探ってきた。共通する主なプッシュ要因としては、以下の各点が挙げられる。

- ① 社会における海外留学への高評価
- ② 制度面の充実
- ③ 就職の厳しさ
- ④ 現地の不完全な職場環境
- ⑤ 家族のサポート

一方、日本側のプル要因として多くの国で共通していたのは、以下のような点であった。

- ① 日本の環境の良さ
- ② 日本文化・日本人に対する好意
- ③ 金銭的なメリット(奨学金、アルバイトなど)
- ④ ネットワークの存在

国により異なる背景や要因は存在するものの、共通してみられたのは日本留学が現地社会で高い評価を受けていること、日本という国への親しみや、環境の良さ、給与の高さに魅力を感じて留学している点であった。

一方、国別にみられた特徴的なプッシュ要因としては、以下のようなものが挙げられる。

ベトナムにおいては、古くから外国に住むことのハードルが低く、家族内でも比較的気軽に日本へ留学する雰囲気がある。また、JASSO ベトナム事務所の開設などにより、よりいっそう日本留学の情報が得やすくなっている。ミャンマーでは、軍政が解かれて民主制へ移行し、日本企業の進出が著しく、社会における需要が急増している。また今回のインタビューへの協力者には、日本の大学の現地駐在事務所からの紹介の方々も含まれており、日本留学の促進はさらに進むものと考えられる。

インドネシアにおいて特有のプッシュ要因としては、多文化国家特有の就職機会の不均等がある。他の民族と比較して国内でよい仕事を得にくい少数民族は、国内での競争をさけるために海外留学を選択することが多く、国民性の共通性から日本が選ばれるという傾向がみられた。

スリランカでは、日系企業の進出は他の3か国ほど顕著ではないものの、近年急速に中等教育における日本語教育環境が整い、日本語学習者数も急増している。スリランカに限らず、現地で日本語教育に携わる関係者のたゆまぬ努力も、日本への留学生急増の要因となっているといえるだろう。

さらに、どの国においても高度人材と企業のマッチングを行う人材紹介会社のニーズも高まっており、日本資本の日本留学・就職斡旋、人材派遣を行う会社により仲介が行われている。例えばミャンマーにある会社では2年間で80万円を取り、日本に派遣してIT教育などを行い、ミャンマーの日系企業への就職を斡旋しているという。現在のミャンマーの平均所得は職種によって幅があるものの、月収8,000円程度から、外資系企業で50,000円程度といわれており、1年間40万円は多大な金額である。主に支払いは親がするケースが多いということで、先行投資としてこれだけの資金をかけても、日本でビジネススキルを身に付けてミャンマーへ帰って就職すれば採算がとれる、という状況がある。

一方で、特に技能実習生をはじめ日本における就労者数が急増しているベトナムにおいては、外国人労働者への差別や、期待したほどの給料ももらえず悪条件下での労働、悪質な仲介業者による被害などについての言及も多くみられ、今後の日本社会への大きな課題が改めて提示される形となった。早急な解決は困難な面もあろうが、今回の調査の成果をふまえ、対象国が遂げつつある急激な社会的・政治的・経済的变化に日本がいかに対応するのが、今後のグローバル化の大きなキーとなることは間違いのないであろう。

【参考文献】

CENTRAL BANK OF SRI LANKA DATA LIBRARY. (2018, April 6) Foreign Employment-

Total Placements. Department of census and statistics - Sri. (n.d.).

Statistics Abstract 2017 CHAPTER XIV - EDUCATION.

外務省 (2017) 「ミャンマー連邦共和国基礎データ」「インドネシア共和国基礎データ」「ベトナム共和国基礎データ」

- JETRO (2012) 「教育事情—インドネシア BOP 層実態調査レポート」 「教育事情—ミャンマー BOP 層実態調査レポート」
- JETRO (2019) ベトナム基本情報 https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/basic_01.html (2019年 2月10日閲覧)
- 上別府隆男 (2018) 「ミャンマーの高等教育改革と今後の方向性」 『リクルートカレッジマネジメント 210』 58-61.
- クマーラ,アーナンダ (2007) 「スリランカの教育制度の歴史と現状及びその問題点について」 『鈴鹿国際大学紀要 Campana=Suzuka International University journal campana』 13, 1-19.
- 国際交流基金 (2015) 「2015年度海外日本語教育機関調査」
- Mazzarol, T., & Soutar, G. N. (2002) “Push-pull” factors influencing international student destination choice. *International Journal of Educational Management*, 16(2), 82-90.
- 日本学生支援機構 (2019) 「平成30年度外国人留学生在籍状況調査結果」
- 李敏 (2015) 「中国人留学生の日本留学決定要因に関する研究: Push-and-Pull モデルに基づいて」 『(新堀通也教授追悼特集)大学論集』 48, 97-112.
- 佐藤由利子 (2012) 「ネパール人日本留学生の特徴と増加要因の分析—送出し圧力が高い国に対する留学生政策についての示唆—」 『留学生教育』 17, 19-28.
- 鹿毛理恵 (2016) 「スリランカの海外出稼ぎと経済社会—政策と実績 (特集 内戦後のスリランカ経済—持続的発展のための諸条件)」 『アジア研ワールド・トレンド』, 22(1), 30-34.
- 清水英明 (2012) 「アジアの高等教育と留学事情—第一回インドネシア」 『Between』 4-5号, 36-37.
- Wadhwa, R. (2016). Students on move: Understanding decision-making process and destination choice of Indian students. *Higher Education for the Future*, 3(1), 54-75.

【謝辞】

本稿は日本学生支援機構による平成30年度「学生支援の推進に資する調査研究事業 (JASSO リサーチ)」の採択を受けて行った調査研究の結果の一部を、ご依頼によりウェブマガジン用に改稿したものです。調査にご協力くださった皆様に感謝いたしますとともに、ご支援賜りました日本学生支援機構関係各位に、心より厚く御礼申し上げます。

【論考】

日本における国内情報センター（NIC）の設立

-学位・資格の承認に関わる今後の展望-

Establishment of National Information Center (NIC) in Japan: Future Prospects for Recognition of Qualifications

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部 准教授 野田 文香

NODA Ayaka

(Associate Professor, Research Department,

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education)

キーワード：ナショナル・インフォメーション・センター（NIC）、東京規約、qualifications

1. はじめに

グローバル化の進展とともに学生の国際流動性は高まり、第三段階教育で学ぶ外国人留学生の総数は、全世界で2000年の210万人から2017年には530万人以上へと急増している¹。我が国においては、留学生30万人計画の後押しもあり、現在日本で学ぶ外国人留学生数は30万人に届く勢いである。日本人の海外留学者数については、2005年以降の減少によって若者の内向き志向が問題視されたが、政府は、国際的な産業競争力の向上を目指してグローバル人材育成支援事業および大学の世界展開力強化事業（2012）や「トビタテ！留学 JAPAN（2014）」など様々な施策を打ち出し、海外に飛び出す日本人の数は着実に増加している。さらに、少子高齢化の加速化とともに日本の18歳人口が2040年には88万人（現在規模の7割程度）まで減少し続ける推計²が出される中、大学進学者数や労働人口の縮小の懸念が示され、それを補強するための外国人留学生や社会人学生の受入れ支援策、外国人労働者の誘致へのニーズはより高まっていくことが見込まれる。

このような状況で課題となるのが、国内あるいは国境を越えた人的モビリティから生じる学位・資格などの多様な“qualifications”の比較可能性や互換性、相互の評定・承認を進めるための制度やインフラの整備である。外国の教育制度を理解し、各学位・資格にかかわる正確な情報を更新し、ま

¹ UNESCO Institute for Statistics (UIS): <http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryid=169#>

² 中央教育審議会（2018）『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/12/20/1411360_1_1_1.pdf

た自国の情報を発信していくことは、国際モビリティを円滑に進めていく上で世界的にも急務の課題となっている。そのインフラの一つとして、2018年の東京規約の発効とともに、日本において国内情報センター（National Information Center: NIC）が立ち上げられた。本稿では、2019年9月、NICとして、(独)大学改革支援・学位授与機構が設立した「高等教育資格承認情報センター」の概要に触れるとともに、その背景や経緯などを概観する。また、学位・資格などの qualifications をめぐる世界的議論を紹介し、学位・資格の承認に関わる今後の課題について整理したい。

2. ユネスコ地域規約を取り巻く背景

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO, 以下、ユネスコ）は、世界平和の実現のため教育・科学・文化領域における国際連携の促進を目指し、1946年に創設された国際連合の専門機関である。高等教育分野での事業展開も行っており、地域や国の経済・文化・技術発展や教育アクセスの平等性、生涯教育の促進、教育の質の保証や向上を掲げ、設立後間もない1947年頃には、既に高等教育の学位・資格（qualifications）の承認について議論を始めている。ユネスコは、1970～1980年代にかけて各地域内において学生や研究者などの国際モビリティを促進することを目的に高等教育の学位・資格の相互承認に関する地域規約を打ち出し、ラテンアメリカ・カリブ海（1974）、地中海（1976）、アラブ（1978）、欧州（1979;1997）、アフリカ（1981;2014）、アジア太平洋（1983;2011）と6つの地域へと展開している。このように、モビリティに係る質保証の国際連携枠組みの構築に関して、ユネスコは国際勧告という形で大きな役割を果たしてきた。本節では、その中で主に日本に影響のある規約についてその背景を確認する。

2.1 バンコク規約（1983）－国際経済競争の激化と国際モビリティの促進期

「アジア太平洋における高等教育の学業、卒業証書及び学位の承認に関する地域規約（通称：バンコク規約）: Regional Convention on the Recognition of Studies, Diplomas, and Degrees in Higher Education in Asia and Pacific (1983 Bangkok Convention)」は1983年にバンコクにて締結されたアジア太平洋の最初の地域規約である。バンコク規約は、締約国が教育・研究資源の共同利用や生涯教育の促進に伴う国際的な資格承認にかかわる対話を政府間で共同展開できるよう、アジア太平洋地域初の国際プラットフォームとして位置づけられる。当規約には、資格承認の対象に国家資格や職業資格が盛り込まれていたこともあり、日本は批准にいたっていない。バンコク規約を含め、1970～1980年代に採択されたいわゆる第1世代の地域規約は、労働市場へのアクセスなど職業人のモビリティを内容に含めていた一方で、以下に述べるリスボン承認協定や東京規約などの1990年代以降の第2世代となる地域規約は、学生や研究者交流などの学術モビリティに焦点を当てている（UNESCO, 2015）。

バンコク規約が採択された1980年代は、世界的に高等教育進学者数が爆発的に拡大し、人材の国際

モビリティを高めるプログラムが欧州を中心に次々と打ち出された時代である。国際経済競争が激化した1980年代、米国や日本の急速な経済成長に遅れをとった欧州は、知識基盤社会の構築のために域内の高等教育の法的基盤を整備し、財政状況の厳しい加盟国の学生や研究者に対して域内モビリティを高めるための財政支援策を打ち出している。1986年のコメット（COMETT: Community Programme for Education and Training for Technology）や1987年のエラスムス（ERASMUS: European Community Action Scheme for the Mobility of University Students）などの国際モビリティを促す学生交流・研修プログラムが国際ネットワークベースで次々と展開され、1993年には、職業教育の協働ネットワークを強めるペトラ（PETRA: Action Program for the Vocational Training of Young People）プログラム、1996年には研究者の交流促進を図ったマリーキュリー（Marie Curie Action）プログラムが構築された（野田、2019b）。

2.2 リスボン承認協定（1997）—国境を越えた資格の承認と質保証への需要拡大

このように、異なる国・制度間の人的モビリティが活発になるにつれ、相互の学位や学修歴、取得単位数などの承認や互換性、整合性を判断する根拠が必然となってくる。学生や研究者などの国境を越えた自由な移動を促進することを目的に、1997年4月に欧州評議会とユネスコが共同で「リスボン承認協定（The Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region）」を打ち出した。欧州の最初の地域規約は既に1979年に採択されており、当協定はこれを改訂したものである。リスボン承認協定は、欧州域内で獲得される学位・資格の評定や承認に関する多国間の法的枠組みであり、外国の学位・資格を評価する際、例えば修業年限などに差異があったとしても、それが「実質的な相違（substantial differences）」と判断されなければ、自国制度の類似する学位・資格として承認されるべきと規定している（Council of Europe, 1997）。実質的な相違があるかどうかの判断を含め、外国の学位・資格をもつ志願者の入学、編入学、就職、採用などの可否については、権限ある承認当局（Competent Recognition Authority）の判断に委ねるとした。そして、学生や卒業生、雇用主や高等教育機関などに対して外国の学位・資格の承認に関する情報提供を行う国内情報センター（NIC）の設立がここで提言されている。さらに各国のNICは、欧州NICネットワーク（European Network of Information Centres in the European Region: ENIC）を構築することも規定された。

2.3 東京規約（2011）—NICの整備と多様な学びに対する質保証

欧州の動きに倣い、NICの整備や人的モビリティの拡大がより期待されるアジア太平洋地域において、バンコク規約（1983）を更新する形で新たな規約が2011年に東京にて締結された。「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）: The Asia-Pacific Regional Convention on

the Recognition of Qualifications in Higher Education (2011 Tokyo Convention)」である。これは、バンコク規約が職業資格を含む等の課題があったこともあり、2007年以降に日本政府の主導によって新しい規約案として審議が進められていたことも背景にある。バンコク規約（1983）以降、高等教育を取り巻く環境は目まぐるしく変化してきた。進学率の上昇に伴う高等教育の大衆化と学生の多様化、技術革新の進展に伴う学習方法の転換、グローバル化に伴う国際移動の活発化など、多様で流動的な社会の変化に高等教育界がいかに対応していくかが恒常的な課題となっている。高等教育の大衆化に伴って学位・資格のインフレーションが起こり、さらにディプロマ・ミルと呼ばれる信用度の低い学位の問題も顕在化するなど、高等教育や学位・資格の質を保証する動きが1990年代頃から拡大している。

日本は、2017年12月5日に東京規約への加入を決め、翌年2月にこれが発効した。当規約の締約国は、締約順にオーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン市国、トルコ、モンゴルである。本規約によって、各締約国が高等教育に関する情報を提供する国内情報センター(NIC)を設置し、それを維持するために適切な措置をとっていくことが義務付けられた(第八・三条)。NICの形態や機能は各国により異なり、外国の学歴・資格の承認に責任を有する機関を、引き続き、「権限ある承認当局(Competent Recognition Authority)」と定めている。

NICが提供する情報には、どのような内容が求められているのか。東京規約第八・一条によると、「各締約国は、自国の高等教育制度に属する教育機関によって付与された資格の質が承認が求められている締約国における承認を正当化するものであるか否かについて、他の締約国の権限のある承認当局が確認することができるようにするため、これらの教育機関及び自国の質の保証の制度に関する適切な情報を提供する(文部科学省、2011、p. 18)」とし、この情報には、(a) 自国の高等教育制度に関する説明、(b) 自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要及び各種の高等教育機関の典型的な特徴の概要、(c) 自国の高等教育制度に属する承認され、又は認定された高等教育機関(公立及び私立)の一覧であって、各種の資格を付与するこれらの高等教育機関の権限並びに各種の高等教育機関に入学し、及び各種の課程を受講するための要件を示すもの、(d) 質の保証の仕組みに関する説明、(e) 自国の教育制度に属すると認める自国の領域外に所在する教育機関の一覧を含めることが定められている。

また、これまでの地域規約に続き、東京規約においても重要な考え方となるのが、資格保有者の権利を確保するため、承認申請がされた資格の評定が「得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたもの」となるように締約国は適切な措置をとらなければならないとしている点である(第三・一条)。さらに、その基準や手続きは、「透明性、一貫性、信頼性、公平性」が原則で、「差別的でない」ものとし、資格の評定や承認に係る決定を合理的な期間内に行うことが求められている。仮に外国資格の承認を与えない場合は、権威ある承認当局がその拒否理由を表明することが明記されている(第三・

五条)。

2.4 地域規約から世界規約へ

6つの地域規約を展開してきたユネスコは、各地域内のモビリティに留まらず地域間が協働し、よりグローバルな規模で国際流動が活性化していくことを目指して、2019年11月に第40回ユネスコ総会で「高等教育の資格の承認に関する世界規約（世界規約）：Global Convention on the Recognition of Qualifications Concerning Higher Education」を制定した。当規約は、締約国が互いの教育制度や、資格承認および質保証の方法を共有することによって、世界中の学生達が多様な教育制度で学ぶ機会をもち、公正で透明性のある評価を受けることを可能とし、不当な評価を受けた場合は差別に対して闘う権利があるとしている。これは、ユネスコが掲げる高等教育へのアクセスの平等性・公平性の理念につながるものである。さらに締約国間で資源を有効活用することで、よりよい質を伴った教育を提供することができ、未来の人的資源を育てることにより雇用可能性やモビリティが高まり、ひいては地域の経済発展に結びつくことが文脈として期待されている。

3. 国内情報センター（NIC）の設立

3.1 日本の大学が第三者情報提供サービスに期待すること

日本が東京規約に加盟したことで最も大きなインパクトとなったのが、国内情報センター（NIC）の立ち上げといえるだろう。上述の通り、東京規約において締約国は、自国の高等教育制度や質保証制度について適切な情報を相互に提供することが求められている。これまで日本には、入学資格審査を含む外国資格評価を行う際、一元的に参照できるような包括的な情報システムが存在しておらず、主に個別の大学や部局（学部または研究科）などが担当の教職員の知識や経験に頼るケースがほとんどであったといえる。あるいは、自機関に在籍する教員に照会する、一般に無料公開されている文献やwebサイトを活用する、当該国の大使館に問い合わせるなど、多様なルートで情報収集を行ってきたのが現状である（芦沢・太田・黒田、2012；大学評価・学位授与機構、2016）。

学生モビリティに関する情報提供のあり方について大学評価・学位授与機構（現：大学改革支援・学位授与機構）³が大学に対して行った調査（2016）によると、外国の学修履歴をもつ出願者の出願資格の審査業務に際し、大学が確認している事項は、「高校卒業資格や学位等の資格」「学校教育を受けた期間の合算年数」が最も多く（約8割）あげられている他、「出願者が各教育課程に実際に在籍した年数」「在籍した教育課程の標準修業年限」について確認していることが報告されている。

³ 大学評価・学位授与機構（調査時の名称）が行った『学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書（2016）』独立行政法人大学評価・学位授与機構 http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/rsc/no17_mobility_report_full.pdf

一方、出願資格審査の過程で、「情報源の確保」「証明書の内容確認」「外国の教育制度に関する情報収集」については、7, 8割の回答大学が困難であると認識していることがわかった。特に、情報収集が困難な国・地域については、学士課程・大学院課程ともに中国をはじめとするアジア地域が多い。また、個々の出願者の出身校が外国から認可されているかどうかを把握しているのは学士課程で3割、大学院課程で24%であり、一部に出願者の資格の質が担保されているかどうか十分に確認できないまま審査が進められている実態も指摘されている。

このような現状を踏まえ、第三者機関による情報提供サービスを期待する声が高まっている。同調査（2016）によると、外国での学修履歴を持つ者の入学や編入学資格を判定する上で、第三者機関による一元的な情報提供サービスがあればよいと考えたことがある大学関係者は、学士課程（80%）・大学院課程（78%）ともに肯定的回答を示している。特に、「一般的な教育制度」や「標準修業年限」に関する情報提供を求める声が多いことが明らかになっている。さらに、学士課程の入学選抜方法を書類審査のみに依拠している場合は、申請者資格について、標準修業年限の他に当該教育機関が母国で認可・認証されているかどうかについて、第三者機関からの情報を期待する声もあがっている。

3.2 日本におけるNICの設立（2019）－高等教育資格承認情報センター－

東京規約の発効に基づき、日本では公式の国内情報センター（NIC）として、2019年9月1日に大学改革支援・学位授与機構が「高等教育資格承認情報センター（National Informational Center for Academic Recognition Japan）」を設置した。当機構のNICは、日本の高等教育資格の国際通用性の確保および諸外国との円滑な資格の承認に貢献することを目的とし、以下の4つ－①日本の教育制度・資格に関する情報、高等教育機関一覧の外国への提供、②東京規約締約国を主とした外国の教育制度・資格に関する情報提供、③諸外国の国内情報センター等との連携、④各種調査研究－を業務内容に定めている。

情報提供の機能を果たすにあたり、データベースの構築は重要となってくる。高等教育資格承認情報センターが開設したウェブサイト⁴には、日本の教育制度、高等教育機関一覧検索、外国の教育制度などの情報が公表されている。外国の関係者に対しては、日本の教育制度や学位・資格等の情報発信が重要である。その中身は、①基本情報・教育制度の概要、②高等教育機関の種類、③高等教育資格、④高等教育機関への入学、⑤質保証制度、⑥学習成果の評価の項目に整理され、主に海外に対して正しい制度への理解を促し、日本の資格に対する適切な評価につながるよう支援を行っている。さらに、東京規約が対象とする約4,000の高等教育機関（大学⁵、高等専門学校、専門学校、省庁大学校）のリストを日本語および英語で公開している。機関情報には、学校名や住所、教育機関の種類、授与する

⁴ <https://www.nicjp.niad.ac.jp/>

⁵ 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院を含む。

資格などの基本情報の他、資格取得の要件や授与機関、標準修業年限、必要単位数、ISCED、資格取得後の進学先や接続可能な資格の情報が記載されている。

さらに、認証評価の受審状況も公表されており、この一覧リストに掲載された教育機関は国内でお墨付きを得ていることを前提としているため、ディプロマ・ミルなどの回避を含め、外国の担当者が日本の資格保有者の資格審査を行う際の信頼性や効率性の確保につながることを期待する。外国の教育制度等については、①NIC、②教育担当官庁、③教育制度、④質保証制度、⑤高等教育機関の一覧、⑥国家資格枠組み、⑦大使館、⑧その他関係機関の項目についてリンク情報が整理されている。他に、14の国々について高等教育制度や質保証制度をまとめた刊行物も照会している⁶。今後、外国の学歴・資格や学修履歴を日本の大学などが評価する際の支援になるような情報を継続的に更新していくことが求められる。

3.3 求められる地域間NICネットワークの強化

外国の教育・資格制度や質保証制度を理解するにあたり、自国内でその情報を収集することや、資格の評定・承認が適切に行われたかどうかを確認することにはやや限界がある。NICが持続可能なものとして効率的に機能するには、各国間の情報共有やネットワークが不可欠である。この点において、例えば欧州では、域内の学位・資格の相互承認や学生交流などを促進するため、各国の高等教育制度や質保証制度の概要、高等教育機関一覧など、各国が情報提供をすべき項目について共通化を図った地域のNICネットワーク、ENIC-NARIC(European Network of Information Centres-National Academic Recognition Information Centres)がある。ENICはユネスコと欧州評議会との協力によって1994年に構築され、既述の通り1997年のリスボン承認協定で制定されている。NARICは、学修歴や学位の承認促進のための学術承認情報センターとして欧州委員会によって1984年に設置され、ENICネットワークと類似するが、欧州連合(EU)の文脈である。二つの連携ネットワークであるENIC-NARICは、欧州委員会、欧州評議会、ユネスコとの協働によって確立された情報ポータルシステムであり、各国NIC間の協力や連携をもとに相互関係を構築している(ENIC-NARIC. net, 2018)。

アジア太平洋地域においても、NICのネットワーキングが進められており、2018年10月、韓国・ソウルで開催された第1回東京規約委員会会合では、アジア太平洋地域としてのNICのネットワークの構築が提案されている。この流れを受け、2019年9月にタイ・バンコクで開催された第2回東京規約委員会会合において、アジア太平洋地域におけるNICネットワーク(Asia-Pacific Network of National Information Centres: APNNIC)が構築された。

⁶ <https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html>

4. 学位・資格の承認にかかわる今後の展望—「インプット」から「アウトカム」重視へ

4.1 Qualifications を取り巻く世界的議論

馴染みのない外国の qualifications を日本のどの学位・資格と同等とみなすか、逆に日本の学位・資格をもって海外に出た者がいかにスムーズに次の就学・就労ステップを踏めるかなど、qualifications の国際通用性を担保することは重要である。この qualifications をめぐり、現在、世界的にはどのような政策議論が進められているのであろうか。

まずその前に、日本語に当てはめることの難しい“qualifications”の用語について整理したい。経済協力開発機構（OECD）（2007）は、“qualifications”を「個人が所定の水準の知識、スキルおよび/または幅広いコンピテンスを習得したことを管轄機関が認めた際に得られるもの」と説明している。欧州連合理事会も、「個人が所定の水準のラーニングアウトカムを習得したことを管轄機関が認めた際に得られる評価や承認プロセスの公式なアウトカム」とし、これを後に説明する欧州資格枠組み（EQF）の qualifications の定義とした（The Council of the European Union, 2017）。資格、学位、称号、証書、免許などの総称に相当する用語について、欧州では“qualifications”、米国では“credentials”、仏国では“certifications”と、国や地域により異なる表現がなされるが、資格が「所定の水準（a given standard）」のアウトカムに達したことを前提とする点は、共通にみられる定義である（野田、2019a）。

現在、qualifications に関する国際的議論の焦点は、qualifications のインフレーションに伴う混乱や、各 qualification に対する社会の共通理解の欠如、教育訓練と労働市場のコンピテンスのミスマッチなどの問題であり、資格内容の透明化や人的モビリティの活性化、教育訓練と職業間の接近が強く求められている。このような問題に対処するため、欧州やアジアをはじめとする各国政府は、qualifications を政策ツールとし、学位・資格などの整理や教育訓練制度の改革などを進めている。

近年、我が国においても、職業教育の格上げなどにみられる各教育セクターの変革、学位・資格のインフレーション問題、学修成果（アウトカム）の可視化への需要拡大など、高等教育を取り巻く環境が大きく変化している。既述の通り、外国資格の評定が、「得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたもの」とする東京規約（第三・一条）の考え方は、現在、教育界や産業界をはじめ、社会で求められているアウトカム基盤型（outcome-based）の発想が反映されているといえる。国際通用性を伴った質保証の観点から、学位・資格の保有者に求められるアウトカムをいかに客観的で透明性のあるものとして示せるか、つまり各 qualification の質を担保するためにどのような参照ツールを用意すべきかについても、具体的な議論が求められるであろう。

4.2 学位・資格枠組み（National Qualifications Framework）がなぜ必要か？

現在、国内の qualifications の情報を一元的に整理し、その可視化を試みる参照ツールとして、学

位・資格枠組み（National Qualifications Framework：以下、NQF）なるものが世界中で開発されている。NQFは、学術教育や職業教育などこれまで別々に制度づけられ、運営されてきた多様な教育訓練セクター間の関係を明らかにし、各セクターで獲得される qualifications に求められるアウトカムや水準を設定することで、自国内そして対外的にその内容に対する理解を深めることを目的としたプラットフォームである。NQFを参照することで、国内外の学位・資格の比較可能性や同等性を確認し、ゆくゆくは円滑な国際流動性を高めていくことが期待されている。NQFを導入または検討する国は、近年、急速に増大し、2019年時点で150ヶ国以上と報告されている（CEDEFOP, ETF & UNESCO, 2019）。主要国では、現時点では米国と日本のみがNQFを有していないという指摘がなされていたが、米国についてはルミナ財団（2015）がNQFに相当する Credentials Frameworkを開発しており、またアジアでもASEAN Qualifications Reference Framework（AQR）の議論が進むなど、NQFの取組は世界的な流れとなっている。

NQFには多様な役割が期待されており、その導入目的には、国内に共有されるアウトカムの策定、入学や編入学などの学習者のセクター間のモビリティ促進、教育訓練と労働市場との接続、継続教育や生涯教育の推進、または国や地域によっては職業教育訓練セクターの地位向上を図ることなどがあげられている（Allais, 2014; UNESCO Institute for Lifelong Learning, ETF, & CEDEFOP, 2015）。また、NQFを高等教育機関やプログラムなどのアクレディテーションに活用する国があるなど、教育訓練の質保証システムの一環としても機能している。ただ何よりも、国内で複雑化・拡大化する qualifications を国の制度として整理し、半ばカオス状態の学位、資格、証明書、ディプロマなどの相対的な価値判断にあたり、これまでの曖昧さを軽減することを第一の目的としている（Castejon et al, 2011）。当該国の国民が、自国の教育制度を正確に説明できないというのは珍しいことではない。例えば、日本においても中等後教育の学位（称号）の構造や名称は多様化し、2019年春に誕生した専門職大学や専門職短期大学をはじめ、既存の専門職大学院や高等専門学校、専修学校専門課程などの職業教育から生まれる学位や称号（修士（専門職）、学士（専門職）、短期大学士（専門職）、準学士、高度専門士、専門士など）の差異や相互関係性などが社会において十分に共有されているとは言い難い。海外のみならず国内においても、各資格の内容や、資格間の相対的な違いや関係性が第三者に分かりにくいといった、いわゆる資格の価値説明や質保証に関わる問題が指摘できる（野田、2019a）。

欧州で2008年に地域参照枠組みである「欧州資格枠組み（European Qualifications Framework：以下、EQF）」が構築されたのも、資格の種類が多様化や複雑化が引き起こした「qualificationsのインフレーション（Allais, 2014, p. 243）」への対応として、資格情報の整理が急務であったことも背景にある。EU加盟国の20の国々において、異なる教育訓練制度により付与されたディプロマやサーティフィケートなどの価値を判断することは実質的に困難であり、各国の異なる資格の同等性または比較可能性を高めるための翻訳装置として、各国のNQFをEQFに対応させることが求められたのであ

る。資格の基礎要素にアウトカムを掲げた EQF の導入は、これまでのインプット情報を中心とした資格説明に対して大きな転換をもたらした (Bieber, 2016)。アウトカムを重視した各国 NQF の急増は、カリキュラムや資格水準の再編成、教育訓練方法のあり方にも影響を及ぼしつつあるといわれている (野田、2017)。

NQF を有していない日本において共通の枠組みとして求められるものは、さしあたり、国内外において分かりにくい学位・資格の情報を「見える化」することが第一義的な目標になるであろう。その上で、①どの qualification が他のどの資格と同等か (ただし同質というわけではない)、②各 qualification にどのようなアウトカムを定めるか、など参照情報を整備していくための議論を展開していくことが重要になってくる。

5. おわりに

本稿では、日本における高等教育資格承認情報センター (NIC) の立ち上げ (2019 年 9 月) にあたり、その背景となるユネスコ規約の経緯や意義に触れた。また、学位・資格などの qualifications の承認をより信頼性のあるものとする参照ツールの一つとして国の共通の学位・資格枠組み (NQF) に期待される役割と課題について紹介した。

東京規約を大きな文脈で捉えると、当規約は、締約国間の協力の強化・拡充を図ることで人的潜在力を最大限に活用し、最終的にはアジア太平洋地域の経済、社会、文化及び技術的な発展を目指すものである。ユネスコ・バンコク (UNESCO Bangkok, 2018) によれば、このビジョンは国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の第 4 領域の「教育」に関する目標 (SDG4-Education 2030) の核となるものであり、高等教育へのアクセスの機会平等と並んで、教育モビリティの活性化は地域発展には不可欠である。この文脈においてアジア太平洋地域の発展が大目標であり、国際モビリティを促進していくことはそのためのひとつのアプローチと位置づけられる。

そして、高等教育の進学率上昇と国際モビリティの活性化など「量」が拡大した現在、その「質」をいかに担保していくかが国際的議論の大きな焦点となっている。つまり、国際モビリティに関わる資格の評定・承認には、「質保証」を併せて考えていくことが不可避であり、その前提には、学位・資格などの qualifications は学習時間や期間などのインプット情報ではなくアウトカムに基づく、という考え方が主流になっていくであろう。これまで学位や資格の授与や承認にあたり、その価値判断は修業年限や単位数、履修科目など外形的な情報に頼っていたところを、当該学位・資格 (場合によっては当該分野の学位・資格) を取得した際にどのような知識・技能・能力を獲得することが期待されているか、というアウトカムベースの視点への転換が図られている、というのが現在の動きである。前述の通り、東京規約は、資格の評定が「得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたもの」となるように措置をとらなければならないという考え方に基いており、さらに、従前学習 (prior-learning)

や部分的な学習 (partial studies)、非伝統的な学習 (non-traditional modes) の承認 (UNESCO, 2011) など、我が国にとってはまだ議論が十分に始まっていない多様な学習のあり方にも言及している。これらは、まさにアウトカムベースの発想を前提としている。日本においても多様な学習形態に基づく学修履歴をどう判断するかという点から、その根拠となる評価基準・方法をアウトカムベースの考え方から整備していくことがこれからの論点となっていくことが予想される。

情報提供をミッションとする NIC にとって、自国および他の締約国の高等教育制度 (各種の高等教育機関の概要や特徴も含む) や質保証の仕組み、資格などについて正確で最新の情報を確認し、高等教育機関の国際通用性、接続性を高めていくことは重要である。そのステージを整えつつ、資格の評定・承認を円滑に進めるため、外国で取得された学位・資格の読み替えができる参照枠組みやシステムを整備していくことも、今後の課題となるであろう。

参考文献

- Allais, S. (2014). *Selling out education: National qualifications frameworks and the neglect of knowledge*. Rotterdam: Sense Publishers.
- 芦沢真五・太田浩・黒田千晴 (2012) 「第7章 日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」黒田一雄編著『アジアの高等教育ガバナンス』172-199. 勁草書房
- Bieber, T. (2016). *Soft governance, international organizations and education policy convergence: Comparing PISA and the Bologna and Copenhagen processes*. UK: Palgrave Macmillan.
- Gastejon, J. M., Chakroun, B., Coles, M., Deij, A., & McBride, V. (2011). *Developing qualifications frameworks in the EU partner countries: Modernising education and training*. European Training Foundation (ETF). UK & USA: Anthem press.
- CEDEFOP, ETF, & UNESCO. (2019). Global inventory of regional and national qualifications frameworks 2019.
- 中央教育審議会 (2018) 『2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)』
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afield-file/2018/12/20/1411360_1_1_1.pdf (2019年11月1日)
- Council of Europe. (1997). The Lisbon recognition convention.
https://www.coe.int/t/dg4/highereducation/recognition/lrc_en.asp (2019年11月10日)
- 大学評価・学位授与機構 (2016) 『学生移動 (モビリティ) に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書』大学評価・学位授与機構
- ENIC-NARIC.net. (2018). About the ENIC-NARIC Networks. <https://www.enic-naric.net/welcome>

to-the-enic-naric-website.aspx (2019年11月10日)

文部科学省 (2011) 『高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約 (和文)』

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/_icsFiles/afieldfile/2018/02/06/1399120_001.pdf

(2019年10月10日)

野田文香 (2019a) 「第2章 “Qualifications” とインテグリティ」 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構編著 『高等教育機関の矜持と質保証：多様性の中での倫理と学術的誠実性』 153-168. ぎょうせい

野田文香 (2019b) 「第3章 欧州の高等教育改革-ポローニャ・プロセスが目指す調和と標準化-」

藤本昌代・山内真理・野田文香編著 『欧州の教育・雇用制度と若者のキャリア形成：国境を越えた人材流動化と国際化への指針』 71-94. 白桃書房

野田文香 (2017) 「フランスの高等教育における分野別コンピテンス育成をめぐる国家資格枠組み (NQF) の役割と機能」 『大学教育学会誌』 39(2) 76-84.

OECD. (2007). Qualifications systems: Bridges to lifelong learning.

<https://www.oecd.org/edu/skills-beyond-school/38465471.pdf> (2019年10月5日)

The Council of the European Union. (2017). Council recommendation of 22 Mar 2017 on the European Qualifications Framework for lifelong learning and repealing the recommendation of the European Parliament and of the Council of 23 April 2008 on the establishment of the European Qualifications Framework for lifelong learning. <https://ec.europa.eu/ploteus/sites/eac-eqf/files/en.pdf> (2019年10月15日)

UNESCO. (2011). Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education 2011. http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html (2019年10月10日)

UNESCO. (2015). Draft preliminary report concerning the preparation of a global convention on the recognition of higher education qualifications. UNESCO: Paris. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000234743> (2019年10月15日)

UNESCO. (2019). UNESCO Institute for Statistics (UIS) <http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryid=169#> (2019年10月4日)

UNESCO Bangkok (2018). The Tokyo Convention - A new era for mobility and internationalisation of higher education in the Asia-Pacific. <https://bangkok.unesco.org/content/tokyo-convention-new-era-mobility-and-internationalisation-higher-education-asia-pacific> (2019年10月4日)

UNESCO Institute for Lifelong Learning, ETF, & CEDEFOP. (2015). Global inventory of regional and national qualifications frameworks, Vol II: National and regional cases.

【事例紹介】

医療通訳システム構築をめざす活動

－多言語センターFACILの事例から－

Activities Aimed at Building a Medical Interpretation System:
From the case of Multilingual Center FACIL

NPO 法人多言語センターFACIL/名古屋外国語大学 吉富 志津代

YOSHITOMI Shizuyo, Ph.D.

(Specified Nonprofit Corporation Multilanguage Center FACIL/Nagoya University of Foreign Studies)

キーワード：多言語情報、医療通訳

1. 団体設立の背景

NPO 法人多言語センターFACIL（以下、FACIL）は、1990年の入管法一部改正時の混乱と1995年の阪神・淡路大震災の経験から、その必要性を感じて団体設立に至っている。

1990年当時、多くの日系南米人が入管手続きのための書類の翻訳、日常生活での言葉や制度の壁によるトラブルについて相談する機関がなく領事館を頼っていた。それらへの対応は、南米系領事館の職員だった、設立者で現理事長が勤務時間以外に無償ボランティアとして動かざるを得なかった。兵庫県国際交流協会の補助でスペイン語の生活ガイドブック作成にも着手し、その協会にスペイン語の多言語相談窓口が設置されたのは1992年だった。

そのような状況の延長線上に阪神・淡路大震災が起きた。災害情報、避難情報、安否情報、さらに被災者へのさまざまな手続きに関する情報、復興に関する情報など、あらゆる情報がほとんど日本語で流される中、日本語を母語としない住民と関わりのある、日本語と外国語を理解するボランティアたちが動いた。言葉の壁を取り除く必要性は、災害時だけでなく日常的にも求められ、そこを無償のボランティアに依存をしている状況に、多くの関係者が疑問を持ち団体設立に至ったのである。

1999年6月、必要性を実感した関係者によって、FACILは兵庫県のコミュニティビジネス離陸応援事業助成金にて設立され、阪神・淡路大震災時のボランティアを中心に翻訳/通訳事業開始した。2006年に法人格を取得し、現在約1300名の翻訳・通訳登録者が、60言語対応で活動を続けている。

FACILの設立趣旨は、以下である。

- (1) これまで運用があいまいであった分野における翻訳／通訳業務に適正基準をつけ、地域ニーズへの安定的基盤をつくる。
- (2) 在日外国人コミュニティの自助活動に寄与する。
- (3) 多言語・多文化環境政策に提言を行う。

2. 兵庫県の医療通訳システム構築をめざすモデル事業の変遷

日本には政府レベルでの医療通訳制度はまだない。しかしながら2020年のオリンピック・パラリンピック開催を目前に、訪日外国人への対応のひとつとして、医療通訳は現在その必要性が広く認識されており政府機関の取組みも前進している。

全国的動勢としては、2004年には大阪大学に医療通訳プログラムが登場し、2009年に関係団体の全国的なネットワーク組織として医療通訳士協議会（JAMI）が設立され、2010年にJAMIは日本版医療通訳士倫理規定を出した。その後JAMIは活動を発展的に縮小し、それを受け継ぐ形で2016年には医療通訳者自身が主体となって日本医療通訳者協会（NAMI）を設立した。そして、官民あわせて約40機関が、それぞれの地域に合わせた医療通訳者の派遣事業をボランティアの領域として実施している。そのような状況下で、電話や動画を用いた遠隔医療通訳を提供する企業が出現し、国際臨床医学会も設立された。学会は医療従事者のみならず医療通訳者など多様な構成員が、医学的・社会的問題を共有し考察する機会を提供している。厚生労働省は医療通訳者の認定制度をその学会に委ね、2019年度中に第1回認定試験が行なわれる予定である。

しかしFACILが医療通訳事業を始めた2003年当時は、まだ全国的にもそのような取組みは少なく、FACILのそれまでの翻訳・通訳コーディネート事業の一環として、これを社会貢献事業と位置づけ、医療通訳関連活動に着手することになった。兵庫県には、同じく市民がたちあげた医療通訳研究会（MEDINT）が、医療通訳者育成のための多岐にわたる研修を続けている。MEDINTは2002年度に設立され、「日本における外国人医療の問題を、ことばと医療の視点から考え、すべての外国人にとって医療の現場での良質な通訳を利用できるための社会システムづくりを目指す」という趣旨で活動をしている。医療通訳者のための基礎研修、通訳ユーザーのための研修、外国人医療支援者のための基礎研修を中心に、外国人医療支援団体とのネットワークづくりや、医療通訳の必要性およびパブリックサービス翻訳通訳の確立に向けた活動を行う。これらに関するシンポジウムや研究会を開催する一方で、2013年より言語別研修会を年に6回行っている。

このように兵庫県では、市民主導で始まった医療通訳システムづくりをめざす活動は、FACILが基礎研修を受けた登録者と患者あるいは医療機関とのコーディネーターとして実際の医療通訳派遣モデル事業を、またFACILが実施できない分野での医療通訳者向けの研修をMEDINTが担っている。

活動当初、FACILは民間助成金等の予算と患者負担分を駆使して2年半の調査・準備期間を経て医

療通訳システム構築モデル事業を開始した。当時の調査で聞き取った、病院で通訳が必要な当事者たちの声を以下にいくつか紹介する。

- ・少し言葉のわかる知人／友人を頼るしかないが、なかなか日程調整も難しい。
- ・自国の言葉がわかる医師や看護師を探すが、あまりいない。
- ・病院では「言葉のわかる人を連れて来て下さい」とか「うちの病院では、対応できない」と言われることもある。
- ・病院に一人で行って何となく理解したようでも、かなり不安が残る。
- ・言葉がだいたいわかって、しくみが異なるので納得できないことも多い。
- ・ていねいに対応してくれないと感じることがあるが、外国人だからなのかと感じてしまう。
- ・あきらめて病気にならないように普段からの備え（自分の国の薬などを持参するなど）をしている。
- ・高齢になると、体調が悪いと家にこもっている。

このように、労働をして税金を支払い、医療保険に加入し、地域で暮らしている住民が、医療サービスを平等に受けられない実態がそこにはあった。

FACIL のモデル事業実施の数年間で依頼件数がある程度増加し、病院や行政がその必要性を認知しはじめ、2011年よりようやく協定病院が有償ボランティアへの通訳謝金5,000円（4時間以内／交通費込み）の一部70%の3,500円を負担するようになった。2017年度には、年間依頼件数が1000件近くなり、コーディネートの間接費用をFACILの自己資金のみで負担する形での事業継続が難しくなったことで、兵庫県と神戸市が事務局経費の一部を補助金でカバーする形へと移行した。それでもコーディネート業務のさらなる負担軽減が必要となり、遠隔医療通訳事業を行う企業との連携によって、兵庫県内の医療機関に遠隔通訳の利用促進のための活動とともに、FACIL事務所内にも遠隔通訳システム実施体制を整えて、最も依頼件数の多いベトナム語通訳者が常駐することになった。しかし、同行通訳に慣れその必要性を実感しつつある医療機関にとって遠隔通訳システムへの移行は容易ではなく、その利用回数は年間30件以内にとどまっているため、コーディネート業務の軽減には至っていない。



FACIL 事務所にて遠隔通訳をするベトナム語医療通訳者

2019年現在、どこからもコーディネート機関への安定的経費負担がないままの、なし崩し的な民間主導の事業という位置づけでは、モデル事業継続は困難である。これを公的サービスのひとつと位置づけることができないのであれば、協定病院との契約内容や医療通訳派遣業務の内容そのものを見直すしかないと判断せざるを得ない。これまでの協定医療機関とは、コーディネート業務の負担軽減のために通訳依頼は遠隔通訳を基本とするなど、現在は、いくつかの事業内容の見直しのプロセスにある。

3. 兵庫県の医療通訳システム構築モデル事業の成果と課題

まず成果を示すために、ハンドブック『あなたの病院に外国人の患者さんが来ました』（2010年、多言語センターFACIL発行）にまとめている医療現場のインタビューより、いくつかを抜粋しておく。

<医療従事者のインタビューより>

1) 「ある患者さんが、日本語はカタコトしか話せない方だったんですけども、「痛い」としかおっしゃらないので、医師はずっと痛み止めを処方することしかできなかったんですね。痛いのは表面なのか、もっと奥なのか、それともずきずき痛いかひりひり痛いかなど具体的な症状がわからないので、他にどうしようもなかったんです。もちろん痛み止めでは根本的な治療にならないので、病状はまったく良くなりませんまま時間が過ぎていってしまいました。ある日、神奈川県医療通訳派遣システムの協力病院になりました。そうするとコーディネーターの方に電話して申し込めば、登録者の中から必要とする言語の通訳者を派遣して下さるんですね。通訳者さんへの費用は病院と患者さんとで分けて負担するかたちで。それで早速、通訳の方にも入っていただいて診療をしたんですけども、やはりことばの壁がなくなると、医師は今までわからなかった患者さんの症状を知ることができましたし、患者さんも「痛さ」についてやっと説明できたというので、非常に診療がスムーズにいきました。また診療で症状がわかったことで、痛み止めではない治療用の薬の処方できましたので、その患者さんはまもなく回復されたんです。」（神奈川県の病院職員）

2) 「外国人でも1年以上在留資格があれば生活保護の準用などが当然あります。私たちソーシャルワーカーは保険加入の説明を患者さんにさせていただくことが多いのですが、日本語を話せない患者さんにはなかなかうまく伝わらなかったのです。通訳さんが来てくださるようになってからは確実に伝わるようになりましたので、保険加入ができなくて払えないというのは減ったと思いますね」

（神奈川県の医療通訳派遣システム協力病院のソーシャルワーカー）

3) 「日本の医師法では患者を拒むことはできない。患者さんが来られたら絶対診なければならないんです」（関西の病院の医療従事者）

4) 「やはり通訳が入ることによって病院側の意図がきちんと伝わるので、いくつかの選択肢を患者さ

んに提示できるし、患者さんが困ったときも状況をお聞きしてどういう対処法があるかきちんと伝えられます。言葉がわかって治療費の問題が解決したというのがあります」(神奈川県医療通訳派遣システム協力病院のソーシャルワーカー)

5)「最初から通訳さんに入っていて、お金のこととか全部説明して、社会制度的なことも通訳さんに説明してもらっています。制度を知らなくて手術していきなり40万50万という数字を見ると、払えないということになってしまうのかもしれませんが。(通訳さんが来てくれるようになって)前もって説明しておくことができるようになりました」(関西の病院の医療従事者)

<通訳者の報告より>

1)医療通訳として初めての病院に行った時、お医者さんの説明があいまいで分かりにくくて、正しく通訳するために何度も確認を取ったんです。だけど、何度か立ち合って行く中でお医者さんの説明が上手になって、通訳しやすくなりました。

2)医師と患者の関係ですが、日本とペルーでは大きく違います。ペルーでは重病の患者とは色々な話をする時間を医師が作ってくれるんです。この時間はお互いをよく知って、医師が患者の私生活や生活習慣を理解しながら、信頼関係を築いて行くためです。この違いを知らずにペルー人の末期癌患者を受け入れた病院では、信頼関係を築かずに治療を始めようとしてしまいました。患者さんは、どうして医師が時間を作ってくれないのかわからず、とても戸惑ってしまいました。それを通訳して事情を知った医師はいつも診察時間を最後にとって、たっぷり時間をかけて患者さんと話をしてくれるようになったんです。そのおかげで患者さんの不安や不信感も取り除かれました。お医者さんにとってもこの経験が新しい発見になって、他の患者さんとも積極的にコミュニケーションを取るようになりました。

このように、医療通訳が必要な当事者である患者のみならず、医療従事者側のさまざまな不安を取り除き、医療機関に新しい視点を気づかせているなど、医療通訳者の存在が医療環境の改善に貢献しているということは明らかだと言える。

しかしながら、現状ではまだこの医療通訳派遣活動は兵庫県において制度になっているわけではなく、有償ボランティアとして協力をしている医療通訳者、そのボランティア謝金の費用負担をしている病院と患者、FACILの通信経費や振込手数料にあたる費用を会費という形で負担する病院、FACILの業務軽減のために遠隔通訳実施で連携をしている企業、コーディネート業務にかかる、年間を通じて約2人分の職員人件費について社会貢献事業として提供するFACILが、持ち寄る形で成り立っている。加えて、公共政策として制度が確立するまで、間接的経費を民間財団がこれを肩代わりする形で、兵庫県のモデル事業を支えているのである。

明確な制度が示されない現状では、この形において安定的予算の問題以外にも、さまざまな課題が浮かびあがっている。NPOであるFACILが、公的・私的機関である医療機関や企業と連携をするため

に共有しなければならない意識、整備していかなければならない規則、そして医療通訳者のレベルとそれに見合う対価の捻出などである。

将来的には、ようやく緒に就き始めた厚生労働省が進める医療通訳者の認定制度が引き金となり、長くこの仕組みづくりのための活動に携わってきた現場の声を無視することなく、多岐にわたる課題を乗り越えていく必要がある。医療通訳業務を公的サービスと位置づけていくことにより、日本の医療環境そのものを改善することにつながるということを、強調しておきたい。

【参考文献】

- ・吉富志津代「地域医療における医療通訳の当然性—兵庫県のシステム構築に向けた取組みから—」移民政策学会『移民政策研究』創刊号 2009. 5
- ・吉富志津代「コミュニティビジネスとしての医療通訳」大阪大学出版会『医療通訳士という仕事』2013. 9
- ・吉富志津代「国内における在留外国人への支援の課題—医療通訳制度確立に向けた取り組み—」メディカ出版『国際化と看護』2018. 11

【新刊紹介】

『持続可能な大学の留学生政策 ーアジア各地と連携した日本語教育に向けてー』

大阪産業大学国際学部准教授 春口 淳一

HARUGUCHI Junichi

(Associate Professor, Faculty of International Studies, Osaka Sangyo University)

日本政府の掲げた「留学生 30 万人計画」が 18 年末、当初の見込みを越えて、早々に達成されました。一方で、高等教育機関での在籍管理を巡っての不祥事を告げるニュースが駆け巡ったのがその翌春のことでした。ただし、こうした事例は枚挙に暇がなく、程度の差はあれ、これまでも紙面をにぎわせてきました。むしろ氷山の一角と捉えた方がよいかもしれません。

果たして留学生とはいったいどのような存在なのでしょうか。少子化が進む中で、入学者数を確保するための、いわば調整弁と見なす教育機関があることは、上記より察せられます。

本書は、日本の高等教育機関が留学生を迎え入れるにあたって、どのような点に留意すべきか問題点を指摘するとともに、その改善に向けた提言を行うことを目指して企画したものです。留学生の教育と支援に直接向き合う教職員にとっては当然のことであっても、教育機関全体で認識を共有できていなければ、先に触れた社会問題が相次ぐことになるでしょう。

本書は 2 部構成からなるケース・スタディをその中核とします。まず第 I 部「受け入れ側の実態ー留学生を持つ価値と国内高等教育機関の期待ー」では、日本国内にあって大規模・中規模・小規模の各大学が留学生とどのように向き合ってきたのか取り上げました。大規模大学が果たすべき使命、中規模大学が抱える課題、小規模大学の挑戦から留学生政策を多角的に考えます。また第 II 部では、「送り出し側のホンネー魅力的な日本留学とはー」と題し、アジア各地での日本語教育・日本留学についての概況とともに現地教育機関が日本留学に何を期待しているのか、或いは不満を抱えているのか、その生の声を紡ぎます。

以上を通して、留学生を持続的に受け入れるに相応しい教育機関の在り方を模索し、日本にやってきた留学生のキャンパスにおける立ち位置の向上を目指します。

「グローバル社会」という言葉がすっかり耳に馴染むようになった現在、冒頭で触れた量的拡大も相俟って、留学生は日本社会においてごく身近な隣人となりました。留学生政策と真摯に向き合うことは、教育機関だけの課題ではありません。キャンパスで共に学ぶ日本人学生はもちろん、広く地域社会にあっても、多文化共生を推進する一助となる「リテラシー」であると考えます。

(宮崎里司／春口淳一 (編)、明石書店、令和元年 11 月 20 日発行、2,800 円＋税)

【新刊紹介】

『日本の国際教育協力：歴史と展望』

－国際教育協力と留学生招へい－

上智大学 グローバル化推進担当副学長 杉村 美紀

独立行政法人国際協力機構（JICA）理事 萱島 信子

SUGIMURA Miki (Vice President for Global Academic Affairs, Sophia University)

KAYASHIMA Nobuko (Senior Vice President, Japan International Cooperation Agency)

世界の国際教育協力は歴史的転換点にある。この半世紀の間に基礎教育の就学率は向上したものの、教育の質は危機的状況にあり、約6,000万人の不就学児童が残されている。その一方で、人の国際的移動の爆発的増大、経済の急速なグローバル化、情報通信技術の長足の進歩、そして知識基盤経済の台頭は、地球規模の教育の変容を迫っている。従来、教育は国民国家の枠組みで政策が形成され実践されることが基本とされたが、国際社会は、教育の深刻な世界的現状や変容の過程をグローバル 이슈として認識し、協調・協力して解決していくためのグローバルガバナンスの枠組みを形成しつつある。今日、世界の国際教育協力は、先進国から途上国への単なる援助から、教育のグローバルガバナンスを支える営みとして、構造的な変容を迫られているのである。

こうした国際教育協力の大きな転換点を前にして、半世紀にわたる日本の国際教育協力の歴史を振り返り将来を展望するために、国際協力機構（JICA）研究所のもとに教育開発分野の研究者が集まり、2017年から日本の教育協力の歴史研究に取り組んだ。そしてその研究成果を『日本の国際教育協力：歴史と展望』（東京大学出版部、2019年9月刊）として刊行した。ここでは、この書籍の概要に触れたのち、国際教育協力としての留学生招へいの歴史について紹介したい。

1. 『日本の国際教育協力：歴史と展望』の特徴

『日本の国際教育協力：歴史と展望』は、これまで十分に明らかにされてこなかった日本の国際教育協力の歴史を記録することを企図してつくられた。1950年代に日本の国際教育協力が開始して約65年が過ぎた。初期の教育協力事業を知る人はすでにほとんどなく、歴史的な資料も散逸しつつある。また、教育協力といっても、基礎教育から高等教育やTVET（技術教育・職業訓練）の分野までその範囲は広く、関係者も多いため、その全体像を把握している人は少ない。したがって、1950年代から現在までの日本の国際教育協力の全貌を記録にとどめることは、歴史の記録として重要であるばかりでなく、今後グローバルガバナンスの時代に新たな教育協力を模索していく上で、重要な示唆を与えて

くれるのではないかと考えたのである。

この書籍の特徴は、次の3点である。1点目は、国際教育協力の全体像を基礎教育、技術教育・職業訓練(TVET)、高等教育の3領域から明らかにしたことである。既存の“教育開発”の文献の多くは、1990年以降の基礎教育協力について論じるにとどまっており、特に高等教育(留学生招へいを含む)やTVETの協力の全体像を示した文献は皆無に等しい。そこで、本書では、この3領域をバランスよく取り上げ、日本の国際教育協力を多面的に解析した。2点目の特色は、政策文書や関連文献、事業データなどを用いた実証的な研究成果を示していることである。本書作成の過程で、日本の国際教育協力に関する豊富な資料やデータが収集され、その分析は多くの新たな発見につながった。本書には、こうした一次資料に基づく実証的な研究の成果が、豊富なデータとともに示されている。3点目は、各章において通史的な記述と分析的な記述の両方が必ず盛り込まれていることである。本書は政府やODA実施機関による“ODA正史”ではなく、あくまで教育開発の研究者による研究書である。しかし、類書がない分野だけに、日本の国際教育協力の歴史についての正確な史実を読者に届ける必要があると思われたので、各章においては、それぞれのテーマに関する通史的記述を必ず盛り込んでいる。本書全体を通じて、国際教育協力の通史と学術的な分析の両方に触れることが可能である。

本書の構成は次のとおりである。国際教育協力の分析視角と国内外の教育開発や教育協力の展開を概説する序章に続いて、第1部では1990年以前と以後の教育協力政策(1章、2章)を、第2部では基礎教育分野の協力を構成する小学校や中学校の校舎建設(3章)、理数科教育分野を中心とした教員の授業実践改善(4章)、行政能力強化と学校運営改善(5章)の取り組みを、第3部ではJICAと海外産業人材育成協会(AOTS)の技術教育・職業訓練(TVET)事業(6章、7章)を、第4部では高等教育分野に関して、高等教育機関の設立や育成事業(8章)と留学生招へい事業(9章)を詳述している。続く第5部では、教育協力に重要な役割を果たしてきたものの、サブセクター別、テーマ別の記述では体系的に記録することが難しい事業やあまり知られていない事業として、国際機関を通じた教育協力(10章)、NGOによる教育協力(11章)、円借款による教育協力(12章)、青年海外協力隊(JOCV)による教育協力(13章)を取りあげている。最後に終章では、各章の分析を受けて日本の国際教育協力の歴史を横断的に振り返るとともに、その政策的示唆について述べている。これらのうち、留学生招へい事業(9章)について次に詳しく紹介したい。

2. 国際教育協力と留学生招へい

留学生招へいは、従来、国際化の文脈で語られることが多かった。これに対して本書では、1950年代から2016年までの期間を対象に国際教育協力という観点から見直すことで、留学生招へいの意義を再確認している。留学生招へいの歴史を検証・記録するにあたっては、日本学生支援機構から貸与いただいた日本国際教育協会や国際学友会の年史類を始めとする貴重な資料を含め、現存する史資料を

利用した。

国際教育協力としての留学生招へいを象徴するのは、コロンボ・プラン加盟により政府開発援助(ODA)が開始された1954年に、文部省(当時)による国費外国人留学生招致制度も開始されたことである。日本の国際教育協力の歴史において重要な事業が奇しくも時機を同じくして始まったことになる。国費外国人留学生招致制度のもとで、1954年に23人の国費留学生が初めて日本にやってきた。当時の奨学金は月額2万円で、彼らは留学生別科での1年間の日本語教育の後に大学学部や大学院に入学した。ODAによる技術協力では、当初、研修員の受入れや日本人専門家の派遣が主な事業であったが、やがて1959年にタイ、パキスタン、セイロン、イランで電気通信、農業、漁業、中小工業の技術訓練センターが設置され、教育分野の本格的な技術協力が開始された。ODAによる教育協力はその後、TVE Tのみならず、高等教育分野での大学設立・拡充プロジェクト、基礎教育分野での理数科教育改善や学校運営支援など多様な協力が実施されるようになり、一方、23人から始まった国費留学生招へいの人数は、今では9,423人(2018年度)に達している。

こうしたODAによる留学生招へいを、受入れ政策の歴史的展開をふまえながらその方向性を分析すると、第二次世界大戦後、招へい事業が開始された1950年代から1982年(第1期)には国費留学生受入れを中心に友好促進と途上国の人材育成支援を主としていたものが、1983年から2003年(第2期)の時期には、留学生数の確保と量的拡大の促進により知的国際貢献として国際社会における日本の役割を示すものとなり、さらに2004年以降現在に至る時期(第3期)には、高度人材確保と連携という新たな視点が加わり、その機能が変化してきたことが指摘できる。

特に1988年に、インドネシアの「科学技術振興プログラム」が開始され、その後、JICA事業の留学生借金が次々に実施されたことは、特定の途上国の開発事業に寄与する留学生招へいとして特徴づけられる。この背景には、①途上国側の留学を通じた人材育成ニーズと日本への期待、②日本側における人材育成といったソフト面での支援強化の認識、③留学生受入れ10万人計画に代表される受入れ促進政策があった。さらに1990年代末以降、無償資金協力による人材育成奨学計画(JDS)や技術協力による長期研修制度も開始され、留学生招へい事業は一気に拡大したが、ここには開発援助機関と途上国政府の双方において高度人材育成の重要性が認識されると同時に、日本側では国内外の高等教育の国際化施策の開始と連動して展開された経緯がある。この結果、2000年頃にはJICA事業による招へい者数が留学生全体の10~15%程度を占めるまでになった。

留学生招へいの第3期には、留学生30万人計画が開始され、他国との人材獲得競争も加速する一方で、紛争後の人材育成や日本の産業界との連携、さらに日本の開発経験を学ぶプログラムなど、留学生招へい事業には新たな方向性が見出される。加えて、JICA事業によるアセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクトやマレーシア高等教育基金借款のように、学生交流ネットワーク/クロスボーダー教育を含めた国際教育協力事業が展開されるようになったことには、ODA予算が1997年をピークに

2000年代は縮小傾向にあるなかで、旧来のように留学生数の量的拡大を目標にした施策とは異なり、相手国のニーズを踏まえながら高度人材育成のための質の高い留学生教育を展開しようとする方向性が見出される。留学生招へいが開始された1950年代からある宿舍やアドバイジング、日本語教育、日本社会の閉鎖性の問題などは留学生受入れ体制をめぐる問題として今なおあるものの、そこには、留学生招へいが、国際協調を目指す国際主義の下に、国境を越えて展開する国際教育協力として、グローバルガバナンスの時代にその一翼を担う可能性が示されている。

文部科学省の国費留学生招へいやJICAの留学生事業（長期研修員/人材育成奨学計画（JDS）/留学生借款）は、日本の国際教育協力の重要な一部をなしてきた。したがって、『日本の国際教育協力：歴史と展望』では、1章を割いて留学生招へいを取りあげた。さらに、本書では、留学生招へい以外にもさまざまな教育協力の歴史や展望について述べている。日本の留学生招へいを、本書が提示する日本の国際教育協力全体の大きな歴史的展開の中でとらえなおすことは意義深いことではないかと思われるので、是非本書を手にとっていただけると幸いである。

（萱島信子・黒田一雄（編）、東京大学出版会、令和元年9月30日発行、5,800円＋税）

国費留学生事業とJICA留学生事業の主要な出来事

	第1期（1950年代～1982年）			第2期（1983年～2002年）		第3期（2004年～）									
	1950-59	1960-69	1970-79	1980-89	1990-99	2000-2009	2010-2016								
留学生招へい事業の理念や背景	友好促進・途上国援助			知的国際貢献 大学国際化・高度人材確保											
留学生招へい事業を取り巻く環境	1954 コロンボ・プラン加盟/ODA開始	70年代- 経済摩擦 1978- 日中平和友好条約締結 1981- マレーシア ルック・イースト政策 80年代- ODA予算拡大			2003 留学生10万人達成	2010年頃- 大学国際化のため施策（競争的資金）									
留学生政策	1954- 国費外国人留学生招致制度	1983 留学生10万人計画			2008 留学生30万人計画										
文部科学省国費留学生（賠償留学生含む）	1954- 研究留学生 1954- 学部留学生	1960-65 イトネジ賠償留学生	1974- 大学推薦制度開始 1978- 私費外国人留学生学習奨励費支給開始 1978- 国内採用制度開始 1979- 日本語・日本文化研修留学生 1980- 教員研修留学生 1982- 高等専門学校留学生 1982- 専修学校留学生			2001- ヤング・リカーズ・プログラム 2002- 短期留学生									
JICA留学生				1988- 円借款留学生	1999- 長期研修員（技術協力） 1999- JDS留学生（無償資金協力）										
留学生招へいに関する政策文書	53 留学生招へいの建議 54 国費外国人留学生招致制度創設 56 「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」(中教審答申)	71 「開発途上国に対する技術協力の拡充強化のための施策について」(対外経済協力審議会技術援助部会答申)	72 「教育・学術・文化における国際交流」(中教審答申)	83 「21世紀への留学生政策に関する提言」(留学生10万人計画)	84 部会 84 「21世紀への留学生政策の展開について」(文部省)	97 「今後の留学生政策の基本的方向について」(留学生懇談会第1次報告)	99 「知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指して」(ポスト2000年の留学生政策)	00 「グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について」(大学審議会答申)	03 「新たな留学生政策の展開について」(中教審答申)	07 「アジア・ゲートウェイ構想」	08 「留学生30万人計画」	11 「日本の教育協力政策」	13 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」	15 「高等教育機関における外国人留学生の受入れ推進に関する有識者会議報告」	16 「平和と成長のための学びの戦略」

（出典）杉村美紀・萱島信子、2019。「留学生招へい—途上国の人材育成支援と戦略的支援への展開」萱島信子・黒田一雄『日本の国際教育協力：歴史と展望』東京大学出版会、247-270

次号予告

特集「グローバル人材のこれから」

グローバル人材育成プログラム、学位の国際通用性、グローバル人材育成のためのFD、SD(予定)

編集後記

今年も残すところあとわずかとなりました。まいりました。

さて、今月の特集は「受け入れ促進のための外国人留学生支援」と題し、論考では「アフリカ人留学生の受け入れ促進について」「留学生急増国における日本へのプッシュ要因とプル要因についての検討」「日本における国内情報センター(NIC)の設立」というタイトルでご寄稿いただきました。事例紹介では「医療通訳システム構築をめざす活動」についてお伝えしております。また、2冊の新刊についてもご紹介しております。

来月号も有意義な情報をお届けいたしますので、引き続きどうぞよろしくお願いたします。

(編集部)

Web Magazine “Ryugakukoryu”
(Student Exchanges)

“Ryugakukoryu” delivers a variety of necessary information and materials to faculty and staff engaged in acceptance and dispatch of international students, and educational guidance.

The magazine has been made public online without charge since April 2011.
(Issue date: 10th of each month)

ウェブマガジン『留学交流』2019年12月号

Vol.105

令和元年12月10日発行

編集 独立行政法人日本学生支援機構

(編集部)留学情報課

東京都江東区青海2-2-1(〒135-8630)

電話 (03)5520-6111

FAX (03)5520-6121

Eメールアドレス ij@jasso.go.jp

本誌へのご意見、ご感想は、こちらのメールアドレスまでお願いいたします。